令和4年度第3回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会

日時 令和5年1月13日(金)13:30~16:00 場所 横浜市役所18階会議室(みなと1・2・3)

次第

1 開会

2 協議事項

(1) 道路運送法第79条新規登録申請に係る協議(1団体) 【資料1、資料2】

(2) 道路運送法第79条登録団体の変更登録申請に係る協議(1団体) 【資料3】

(3) 道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議(3団体) 【資料4-1~3】

(4) 道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議(12団体)

【資料5、資料6、資料7-1~12】

3 報告事項

(1) 道路運送法第79条登録団体の変更報告 【資料8】

(2) 福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について 【資料9】

(3) 令和4年度第2回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録 【資料 10】

次回、令和5年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会は、令和5年6月頃に 開催を予定しています。

任期:令和4年4月1日から令和6年3月31日

	No. 11 . 1 ==		任期:令和4年4月1日から令和6年3月31日
	選出分野	団体等	氏名(敬称略)
1	横浜市健康福祉局の職員	地域福祉保健部長	冼田 說子
2	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	神奈川県個人タクシー協会 会長	門谷真人
3	放小百百到十年之于未日 以 0(V/加州,6日开	一般社団法人 神奈川県タクシー協会 常任理事	藤井 嘉一郎
4		青葉区介護者の会 介護者サポート「ほっと青葉」	梅原苗美子
5		特定非営利活動法人神奈川県難病団体連絡協議会	高野 元
6	住民又は旅客	横浜市心身障害児者を守る会連盟 副代表幹事	第坂 康
7		公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会	白石 幸男
8		特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会 副理事長	莽汲 悦子
9	国土交通省地方運輸支局の職員	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局 首席運輸企画専門官	**/*、
10	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転 者が組織する団体	全神奈川ハイタク労働組合連絡会議 議長	水野潔
11	市内において、現に福祉有償運送を行っている 特定非営利活動法人等	特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会 理事長	服部一弘
12	学識経験のある者	学校法人愛知東邦大学人間健康学部	西尾 敦史
13	地域のケアマネジャーや保健師等の有資格者	一般社団法人横浜市介護支援専門員協議会	鈴本勝
14	- ジャン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	横浜市野庭地域ケアプラザ 看護師	籾山 穀子
15	ボランティア団体に所属する者	認定特定非営利活動法人市民セクターよこはま 理事	山野上 啓子

横浜市福祉有償移動サービス運営協議会運営要綱

制 定 平成 16 年 11 月 11 日 福高在第 262 号(副市長決裁) 改 正 令和 2 年 4 月 1 日 健福第 158 号(局長決裁)

(目的)

第1条 特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第 1項の規定による設立の認証を受けたものをいう。以下「NPO」という。)等が道路運送法(昭和26年法律第183号)(以下「法」という。)第79条に基づく登録(法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。以下同じ。)を経て行う福祉有償運送(以下「福祉有償移動サービス」という。)について、その必要性並びに適正な実施等について協議することを目的とした横浜市福祉有償移動サービス運営協議会(以下「協議会」という。)の運営その他必要な事項について定めるものとする。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次の事項について協議する。
 - (1) NPO等が実施する福祉有償移動サービスの必要性について
 - (2) NPO等が実施する福祉有償移動サービスの適正実施について
 - (3) NPO等が法第79条に基づく登録を申請する場合における旅客から収受する対価 について
 - (4) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除について
 - (5) その他会長が必要と認めることについて

(組織)

- 第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者に健康福祉局長が就任を依頼する。
 - (1) 横浜市健康福祉局の職員
 - (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - (3) 住民又は旅客
 - (4) 国土交通省地方運輸支局の職員
 - (5) 一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体
 - (6) 市内において、現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等
 - (7) 学識経験のある者
 - (8) 地域のケアマネジャーや保健師等の有資格者
 - (9) 市民活動支援団体に所属する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任

期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第5条 協議会に会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、 その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会は、次の各号の事由に該当する場合に会長が招集する。
 - (1) 法第79条に基づく登録の申請が予定されるとき。
 - (2) 重大事故等、福祉有償移動サービス事業実施上の問題が発生したとき。
 - (3) その他会長が必要と認めるとき。
- 2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 会議の協議事項は、出席委員の合議によりこれを決することを原則とする。 なお、協議が整わないときは、委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決す るところによる。この場合において、第3条第2項第6号に該当する委員は、自らが行 う福祉有償移動サービスの可否の議決には加わることはできない。
- 4 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、同一の団体又は機関に所属する 者を代理人として出席させ、会議及び表決を委任することができる。ただし、会長、第 5条第3項に該当する委員を除く。
- 5 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、そ の意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。

(書面の郵送による議決)

第8条 会長は、法第79条の6第1項に定める有効期間の更新の登録に係るとき、または、 協議会の運営上必要があると認めるときは、協議会の開催に代えて書面の郵送により意 見の聴取を行い、協議を調えることができる。この場合においては、全ての委員からの 意見聴取及び賛否の意向の確認を行うものとし、議事概要を作成して公表する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課が処理する。

(連絡・相談窓口)

第10条 福祉有償移動サービスに関する相談、苦情、その他に対応するため、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課を連絡・相談窓口とする。

(守秘義務)

第11条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならな

۷١₀

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、平成16年11月11日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず 平成18年3月31日までとする。
- 3 この要綱の施行後最初の協議会は、市長が招集する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成18年11月29日から施行する。
- 2 この要綱の改正より、新たに増員された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成 20 年 6 月 19 日とする。

附則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正により、就任を依頼された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成 26 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この要綱の施行後最初の協議会は、健康福祉局長が招集する。

附則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

【資料1】

令和4年度第3回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会 登録申請団体一覧

			新規登録					
			1					
	ž	法人名称	一般社団法人煌					
介記	雙保	保険法事業所指定	無					
鹰	害	者総合支援法 事業所指定	無(手続き中)					
7	その他の運送区域		無					
侈	き用]車両数(台数)	3					
内		所有	0					
訳		持込み	3					
		運転者(人)	3					
	3	対象者(人)	18					
		イ ロ	0					
※ 旅		^	0					
客の		=						
範囲		ホ						
		^						
		٢						
		会費						
	運送の対価		100円/km					
	【参考:タクシー料金】		【普通車距離制運賃】初乗1.2kmまで500円、100円/264m 【普通車時間制運賃】初乗 4,940円/1時間、加算 2,230円/30分					
		迎車料	~3km:300円、3km~5km:400円、5km以上:500円					
対価(料・	译	待機料	250円/15分(居宅の通院介助・身体介護を伴わない場合)					
金)	選送の女価以	t 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	【障害福祉サービス利用時】法定の利用者負担割合分 【実費の場合】250円/15分					
	5 外の対価	ト) 添乗・ 付添料	【障害福祉サービス利用時】法定の利用者負担割合分 【実費の場合】250円/15分					
		その他の 料金						
標	ſ	標準的利用例】	5km離れた病院へ平日の昼間に乗降介助を行い送迎した場合(片道)					
準的な利		【運送の対価】	^{の対価]} 500円【100円/km×5】					
用による		【参考:タクシー料金】	1,928円【416円(初乗1.2kmまで500円:約416円/km)+1,512円(100円/264m:約378円/kr 4km)】					
対価(料金		【運送の対価 以外の対価】	迎車料:300円(3kmまで) 介助料:250円(15分以内)					
<u> </u>		【総合計】	1,050円					

法人名称	一般社団法人煌						
法人種別	一般社団法人						
	【法人代表者氏名】 【法人所在地】 【法人設立年月日】 令和4 年 11 月 16 日 横浜市金沢区寺前二丁目9番2号						
	【法人設立年月日】 令和4 年 11 月 16 日 横浜市金沢区寺前二丁目9番2号 ※履歴事項全部証明書より 当法人は、高齢者、傷病者、身体上又は精神上の障害者の地域生活を支援し、地域における社会福祉の増進に寄与することを目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)介護保険法に基づく居宅介護支援事業 (2)介護保険法に基づく地域密着型サービス事業 (3)介護保険法に基づく地域密着型サービス事業 (6)介護保険法に基づくが護予防支援事業 (5)介護保険法に基づくが護予防サービス事業 (6)介護保険法に基づくがする事業 (7)介護保険法に基づくがする生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 (9)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 (10)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業 (11)児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 (11)児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 (12)児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 (13)道路運送法に基づく福祉有償運送事業 (14)道路運送法に基づく福祉有償運送事業 (15)障害者、高齢者及び生活取窮者等に対する家事援助サービス事業、見守り支援事業及び生活支援サービス事業 (16)介護予防・健康づくりに関する事業 (17)不動産の売買、賃貸借及び管理 (18)その他当法人の目的を達成するために必要な事業						
事業所所在地	ケアステーションぱお 横浜市金沢区寺前二丁目9番2号						
運送の区域	横浜市						
使用車両 3 台	所有車両 持ち込み(貸借)車両 ○ 設備内訳 ・ 寝台車						
運転者	一種免許所持者 2 人 内、直近2年間免許停止処分者 0 人 ・セダン講習等 済 2 人 登録時までに取得予定 0 人 登録時までに取得予定 0 人 予防所持者 1 人 内、直近2年間免許所持者 1 人 内、直近2年間免許停止処分者 0 人 ・セダン講習等 済 1 人 登録時までに取得予定 0 人 予停止処分者						

		内訳								
対象者	11人	1(身体 6級 5級 4級 3級 2級 1級 旅客の範	イ 身体障害者:ロ 精神保健及ハ 障害者の雇二 介護保険法ホ 介護保険法ヘ 介護保険法ト その他肢体	軽中重 温が用の第19条 法神に 保証 は は 神に ない は かい は	人人人 16人 18人 第1項 第1項 第2項 則第14	要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5 要介護5 ご規定する身 記社に国する 関する法律第 二規定する要 「規定する要 の62の41	大人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人	人人人人に規定に規定に受けてできる。	する知的[いる者 いる者 ックリスト)	に該当する者
会費										
	対価区分	内容	判断基準					対信	Ш	
	運送の 対価		タクシー料金の概ね 2分の1の範囲内	距離制	100円	/km				
	運送の対価の対	迎車料	┃ 他団体における同様の サービス等と比較し、	有	~3km 300円、3km~5km 400円、5km以上 500円					
		待機料	高額でないと認められ る範囲内	有	250円/15分(居宅の通院介助・身体介護を伴わない場合)					
対価(料金)		介助料	提供されるサービスの	有			ナービス利用時】法定の利用者負担割合分 合】250円/15分			
	外の対 価	添乗• 付添料	具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲	有			ービス利用時】法定の利用者負担割合分 】250円/15分			
		その他 (ストレッチャー・車い す使用料等)	内	無				_		
	例	5km離れた	・ :病院へ送迎した場合	(片道)						
	運送の 対価	_	100円/km×5km	_						
標準的な利用による対価(料金)	【参考:タク シー料金】 ※運送の対価 の部分	1,928円 【416円] (初乗1.2kmまで500)円 : 約	416円	/km) +1,5	12円(100)円/26	i4m : 約3	78円/km×4km)】
	運送の対価 以外の対価									
	総合計	1,050円								
運行管理体制	車i 〇 整 〇 運	^{両5両以上の} 備管理責 ^の 行管理・整	責任者の選任 場合、道路運送法施行規 任者の選任 怪備管理に係る指揮は の連絡体制			を取得済 ファイン ファイン			無無無	
	_	成先王時 情対応のf				_	有		無無	
欠格事由	登録を受	けようとす	 る者は、道路運送法	第79	条の4:	 第1号から	第4号に		非	該当該当

法人名称		特	定非常	営利活動法ノ	人ふじさくら	更	新登録申請有
	法人代表者氏名	宗像 定 継		【法人所在地】			
	法人設立年月日	平成17 年 8 月 8 ※履歴事項全部証明書より	日	横浜市保土ケ谷図	№年川 1-12-0		
法人概要	事業等	目的及び業務本法人は、高齢者及びで障害・介護を表して、一個のでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	護目が生する一一画 業 るに的為図る事でスス運 び 事重と、る、 事事営	要な役割をもつ住する。 次の種類の特定: 次の種類の特定: 活動 営利活動 禁業 業	宅・施設等の環 非営利活動を行 に係る事業とし	環境の向上、研究 でう。 で、次の事業を行 で、次の事業を行 で、次の事業を行 で、次の事業を行	及び技術開発を行い、もっ
事業所所在地	※法人に同じ		介護保障 指定	贪法事業 所	有	障害者総合支援法 事業所指定	^t 有

旅客の変更(拡大)						
旧		新				
イ:身体障害者手帳をお持ちの方	0	イ: 身体障害者手帳をお持ちの方	0			
ロ:精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		口:精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方				
ハ:愛の手帳(療育手帳)をお持ちの方		ハ:愛の手帳(療育手帳)をお持ちの方	0			
二∶要介護認定者	0	二:要介護認定者	0			
ホ∶要支援認定者		ホ:要支援認定者				
へ:基本チェックリスト該当者		へ:基本チェックリスト該当者				
ト: その他肢体不自由、内部障害、知的障害、 精神障害その他の障害を有する者		ト:その他肢体不自由、内部障害、知的障害、 精神障害その他の障害を有する者				

拡大後の名簿の内訳

イ (身体障	章害者)	口(精神障	害者)	八(知的	障害者)	二(要介護	認定者)	木(要支援	認定者)	へ (チェックリスト)	ト(その他))
6級	人	3級	人	軽度	人	要介護1	人	要支援1	人	人	肢体不自由	人
5級	人	2級	人	中度	3 人	要介護2	2 人	要支援2	人		内部障害	人
4級	人	1級	人	重度	人	要介護3	3 人				知的障害	1
3級	人					要介護4	人				(認定者除く)	
2級	4 人					要介護5	2 人				精神障害者	1
1級	1人										(認定者を除く)	^
											その他	人
	5 人		人		3 人		7 人		0 人	人		人
										<u>∓</u> ↓ 15	ı	

【ホ:要支援】【へ:基本チェックリスト】【ト:その他】の方の福祉有償運送を必要とする理由

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

更新申請有

法人名称	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブふれあい都筑
変更事項	迎車料・その他
提出日	令和4年11月29日
変更予定日	協議が調い次第

		新	IΒ			
運送(の対価	100円/km				
	迎車料	5kmまで、300円 5km以上10kmまで、550円 以降、5kmごとに250円加算	300円			
	待機料		円、以降450円/15分加算 ,050円、以降525円/15分加算			
運送の対価	介助料	【介護保険適用の場合】法定の自己負担割合分 【実費の場合】900円/1回				
以外の対価	添乗• 付添料	【介護保険適用の場合】法 【実費の場合】 (9:00~17:00)30分900円 (上記以外の時間帯)30分				
	その他	車椅子使用料 250円 遠方料金 10kmを超え20kmまで:500円 20kmを超える場合:1,000円	車椅子使用料 250円 遠方料金 5kmを超え、10kmまで 250円 10kmを超える場合 500円			

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

更新申請有

法人名称	社会福祉法人真愛
変更事項	運送の対価、待機料、介助料、付添・添乗料
提出日	令和4年12月1日
変更予定日	協議が調い次第

		新	IΒ
運送(の対価	初乗り1kmまで200円 以降、185円/km加算	150円/km
	迎車料	30	0円
	待機料	350円/15分	600円/30分
運送の対価	介助料	【介護保険・障害福祉サービス利 用時】法定の自己負担割合分 【実費の場合】700円/回	600円/回
以外の対価	添乗• 付添料	【介護保険・障害福祉サービス利 用時】法定の自己負担割合分 【実費の場合】700円/30分	600円/30分
	その他		

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

更新申請有

法人名称	特定非営利活動法人移動サービスアクセス
変更事項	運送の対価、待機料、介助料、付添・添乗料
提出日	令和4年11月30日
変更予定日	協議が調い次第

		新	IΒ
運送	の対価	100円/km	50円/km
	迎車料		300円
	待機料	250円/10分	(平日9時~17時) 30分600円 以降、200円/10分加算 (時間外:平日17時~翌9時、土日祝祭日) 30分750円。以降、250円/10分加算
運送の対価以外	介助料	【障害福祉サービス適用時】 法定の自己負担割合分 【 実費の場合 】 1,000円/回	【障害福祉サービス適用時】 法定の自己負担割合分 【実費の場合】 (平日9時~17時) 30分600円。以降、200円/10分加算 (時間外:平日17時~翌9時、土日祝祭日) 30分750円。以降、250円/10分加算
の対価	添乗・ 付添料	【障害福祉サービス適用時】 法定の自己負担割合分 【 実費の場合 】 250円/10分	【障害福祉サービス適用時】 法定の自己負担割合分 【実費の場合】 (平日9時~17時) 30分600円。以降、200円/10分加算 (時間外:平日17時~翌9時、土日祝祭日) 30分750円。以降、250円/10分加算
	その他	区外遠方料金(出発地	也または目的地が区外の場合):300円

【資料5】

79条登録団体の登録期限一覧

月	日	法人名
3月	8日	特定非営利活動法人ケアサポート紬
	8日	特定非営利活動法人笑顔
	11日	社会福祉法人真愛
	12日	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブふれあい都筑
	14日	特定非営利活動法人らいちょう
	29日	特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会
	29日	特定非営利活動法人移動サービスアクセス
4月	6日	特定非営利活動法人たちばな福祉会
	10日	特定非営利活動法人だんだんの樹
	20日	特定非営利活動法人ふじさくら
	26日	特定非営利活動法人いっぱい障がい者地域生活サポート会
	26日	特定非営利活動法人守の会

令和4年度第3回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会 登録申請団体一覧

			更新	登録		
	複数乗車実施(協議済	2 料金変更有	3 料金変更有	4 料金変更有	5 旅客の範囲の拡大申	6
法人名称	特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会	特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブふれあい都筑	社会福祉法人真愛	特定非営利活動法人横浜移動サービスアクセス	特定非営利活動法人ふじさくら	特定非営利活動法人ケアサポート軸
保険法事業所指定	#	有	有	無		無
害者総合支援法 事業所指定	有	有	有	有	有	有
その他の運送区域	無	無	無	無	==	無
使用車両数(台数)	12	11	6	10	2	1
所有	2	2	4	1	2	0
持込み	10	9	2	9	0	1
運転者(人)	13	13	9	11	2	1
対象者(人)	27	30	12	36	15	1
1	0	0	0	0	0	0
П	0		0	0		
Л	0	0	0	0	0	
=	0	0	0	0	0	
ホ	0	0		0		
^						
٢	0	0		0		
会費	年会費:3,000円	入会金:3000円 月会費: 100円		入会金:3000円 年会費:1,200円 (年度途中の入会の場合は、100円/月)		
運送の対価	初乗り2kmまで400円 以降、190円/km加算 100円/km		初乗り1kmまで200円 以降、185円/km加算 100円/km		130円/km	初乗り2kmまで、200円 以降、100円/km加算
【参考:タクシー料金】			普通車距離制運賃】初乗1.2kmまで500円、100円/264m	【普通車時間制運賃】初乗 4,940円/1時間、加算 2,230円/30分	}	
	320円	5kmまで 300円				
迎車料	(市外の場合210円加算) (片道のみ)	5kmを超え10kmまで 550円 以降、250円/5km加算	300円	300円	150円	300円
待機料	10分までは無料。 30分610円、以降310円/15分加算	(平日9:00~17:00)900円/30分、以後450円/15分 (時間外(上記以外))1,050円/30分、以後525円/15分	350円/15分	250円/10分	800円/30分	300円/15分
運送の介助料対価以外のの	①玄関から車両まで運転者1名の場合:1,020円/30分 ②車椅子の階段介助など運転者1名では対応困難な場合には複数対応:増員1名につき1,220円/30分	【介護保険適用の場合】介護保険自己負担分 【自費の場合】900円/回	【介護保険・障害福祉サービス適用時】 法定の自己負担割合分 【上記以外の場合】 700円	【障害福祉サービスの場合】法定の自己負担割合分 【自費の場合】1,000円/回	【介護保険、障害福祉サービス利用時】 介護保険料の自己負担割合分 【介護保険、障害福祉サービス適用外の場合】 800円/30分	【障害福祉サービス利用時】法定の自己負担割合分 【実費の場合】1,000円
対 価 添乗・ 付添料	1,220円/30分	【介護保険適用の場合】介護保険自己負担分 【自費の場合】 (平日9:00~17:00)900円/30分、以後450円/15分 (時間外(上記以外))1,050円/30分、以後525円/15分	【介護保険・障害福祉サービス適用時】 法定の自己負担割合分 【上記以外の場合】 700円/30分	【障害福祉サービスの場合】法定の自己負担割合分 【自費の場合】250円/10分	【介護保険、障害福祉サービス利用時】 介護保険料の自己負担割合分 【介護保険、障害福祉サービス適用外の場合】 800円/30分	600円/15分
その他の 料金	車椅子:510円 リクライニング車椅子:1,530円 ストレッチャー:2,550円 増員者の交通費が発生する場合は実費	車椅子利用料(車椅子貸与代):250円 遠方料金:10kmを超え20kmまで 500円 20kmを超える場合 1,000円		区外遠方料金:300円	車いす/ストレッチャー使用料:500円(片道)	時間外料金:250円/30分
【標準的利用例】			」 5km離れた病院へ平日の昼間に乗	1 降介助を行い送迎した場合(片道)		
【運送の対価】	970円【400円(初乗り2km)+570円(190円/km×3km)】	500円【100円/km×5km】	940円【200円(初乗り1km)+740円(185円/km×4km)】	500円【100円/km×5km】	650円【130円/km×5km】	500円【200円(初乗2km)+300円(100円/km×
【参考:タクシー料金】			 1,928円【416円(初乗1.2kmまで500円:約416円/k	 m +1512円(100円/264m・約378円/km×4km)		
(30円・アフノー・村立)	迎車料:320円	迎車料:300円 (迎車距離が5kmまで) 介数料:00円	迎車料:300円 介助料:700円	迎車料:300円 介助料:1,000円	迎車料: 150円 介助料: 800円	迎車料:300円 介助料:1,000円
【運送の対価 以外の対価】	介助料:1,020円 (迎車距離が5kmまで) 介助料:900円					i ·

令和4年度第3回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会 登録申請団体一覧

					新登録 		
		7	8	9	10	11	12
法人名	名称	特定非営利活動法人笑顏	特定非営利活動法人らいちょう	特定非営利活動法人たちばな福祉会	特定非営利活動法人だんだんの樹	特定非営利活動法人 いっぱい障がい者地域生活サポート会	特定非営利活動法人守の会
·護保険法事		無	無	無	有	無	有
障害者総合 事業所打	合支援法 指定	無	有	無	有	無	有
その他の運	重送区域	無	無	無	無	無	無
使用車両数	数(台数)	3	4	3	2	10	3
	所有	0	4	3	2	0	3
持述 運転者(込み ((1))	3 2	0 5	0 4	7	10 10	3
対象者(10	24	14	12	83	116
	1	10	0	0	0	0	0
	П		0		0		0
,	Л		0	0		0	0
	=	0		0	0	0	0
	ホ	0		0	0	0	O
	^					0	0
				入会金:1,000円			
会費	HE.			入会金:1,000円 年会費:3,000円		入会金:2,000円	
運送0	の対価	100円/km	160円/km	初乗り1kmまで200円 以降、180円/km加算	初乗り2kmまで350円 以降、150円/km加算	初乗り2kmまで300円 以降、150円/km加算	190円/km
				以阵、100円/ AIII/加昇	以件、I 3VF7/MII/JJ昇	以降、I3V円/NII/JJJ昇	
【参考:タク	クシー料金】			】 【普通車距離制運賃】初乗1.2kmまで500円、100円/264m		}	
ï	迎車料	300円	300円	300円	300円	200円	拠点より10km以内:300円 10km以上:500円
ŧ	待機料	500円/30分		180円/10分	300円/15分	400円/30分 (最初の15分は無料)	300円/15分
運送の対画以外の	介助料	円000		1,000円/回	【介護保険、障害福祉サービス利用時】 介護保険料の自己負担割合分 【介護保険、障害福祉サービス適用外の場合】 1,000円(1回)	500円/30分	【介護保険適用の場合】 介護保険自己負担分 【実費の場合】 1,200円
) (1)	添乗・ 付添料			600円/30分	【介護保険、障害福祉サービス利用時】 介護保険料の自己負担割合分 【介護保険、障害福祉サービス適用外の場合】 500円/15分	500円/30分	
₹	その他の料金				高速利用料金等は必要に応じて実費徴収(事前確認)	キャンセル料(当日配車後):500円 時間外、休日対応は20%割増(要事前予約) (基本利用時間:月〜土、8時〜17時)	福祉車両設備利用料:200円 土日祝日等割増料金:100円 夜朝割増料金(8時以前もしくは17時以降):100 車椅子貸出料:100円 リクライニンク式車椅子貸出料:500円
【標準的	勺利用例】			」 5km離れた病院へ平日の昼間に	√ 乗降介助を行い送迎した場合(片道)	l	
【運送0	の対価】	500円【100円/km×5km】	800円【160円/km×5km】	920円【200円(初乗1km)+720円(180円/km×4km)】	800円【350円(初乗2km)+450円(150円/km×3km)】	750円【300円(初乗り2km)+450円(150円/km×3km)】	950円【190円/km×5km】
【参考:タ	タクシー料金】			 1,928円【416円(初乗1.2kmまで500円:約416円	/km)+1,512円(100円/264m:約378円/km×4km)】	<u> </u>	
【運送の以外の	もの対価 の対価】	迎車料:300円 介助料:900円	迎車料:300円 介助料:無	迎車料: 300円 介助料: 1,000円	迎車料:300円 介助料:1,000円	迎車料:200円 介助料:500円	迎車料:300円 (起点より10km以内) 介助料:1,200円
	合計】	1,700円	1,100円	2,220円	2,100円	1,450円	2,450円

法人名称	特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人 複数乗車実施(協議済)
	【法人代表者氏名】 服部 一弘 【法人所在地】 【法人設立年月日】 平成16 年 11 月 22 日 横浜市中区真砂町三丁目33番地
	※現在事項全部証明書より 目的及び業務 この法人は、「移動の権利は基本的人権の一つ」であると考え、移動支援に関わる団体・個人が連携し、その活動形態の違いを活かし協働することにより移動困難な人に対して、 1. 移動の手段を確保できること 2. 移動に関する権利が社会的に保障されること 上記の実現に関する事業を行い、あらゆる人が自分らしく生きることに深く結びつく、移動の自由に寄与することを目的とする。この法人は、上記の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。 (1) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (3) 社会教育の推進を図る活動 (3) 社会教育の推進を図る活動 (5) 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 この法人は、上記の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 (1) 移動に関する情報提供・相談に関する事業 (2) 要支援者の介護予防・日常生活支援総合事業、その他高齢者等に対するサービスに関する事業 (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス、地域生活支援、及び児童福祉法に基づく障害時通所支援、その他障害者等に対するサービスに関する事業 (4) 市民活動団体・個人の支援に関する事業 (5) 高齢者及び障害を持つ人等が利用しやすい交通システム・まちづくりの学習・検討・提言に関する事業 (5) 高齢者及び障害を持つ人等が利用しやすい交通システム・まちづくりの学習・検討・提言に関する事業 (6) 公共交通機関・医療機関・福祉機関・行政・社会福祉協議会、福祉活動団体などとの連携・協働に関する事業 (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
事業所所在地	さぽーと・横浜 横浜市中区真砂町3-33セルテ11階 よこはま市民共同オフィス内 無 障害者総合支援法 有 事業所指定 事業所指定
運送の区域	横浜市
使用車両 12 台	所有車両 持ち込み(貸借)車両 2 台 設備内訳・寝台車 0 台 2 台 ・車椅子車 2 台 ・ 車椅子車 0 台 ・ 車椅子車 0 台 ・ 回転シート車 0 台 ・ 回転シート車 1 台 ・ 回転シート車 1 台 ・ 対人無制限・対物1,000万円以上 ・ 対物1,000万円以上 ・ 対物1,000万円以上 ・ 対物1,000万円以上
運転者	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上 一種免 許所持 者 「フーストールのでは、
	合計 $\begin{bmatrix} 13 \\ \text{A} \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix} N, \tilde{u} \cdot \tilde{u}^2 + \tilde{u} \cdot \tilde{u} \\ \text{A} \end{bmatrix}$ 人

		内訳											\neg
		内訳 <u>1(身体</u> 6級 5級 4級 3級 2級	障害者) □(精神障害者)	軽度 中度	人	三(要介護 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5	人 1人 人	<u>木(要支援</u> 要支援1 要支援2	認定者) 人 1 人	(チェックリスト)	ト(その 肢体不自由 内部障害 知的障害 (認定者を除く) 精神障害	4 人 人 人	
		1級	16 人		12 人		3 人		1 人	0 人	②記定者を除く)	人 人	
対象者	27	旅客の範	ー ウェン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
	人	○ イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 ○ ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 ○ ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 ○ ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 ○ ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 ○ ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 ○ 小 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 ○ ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者											
		< /	ト: 要支援認定者>肺が。 ·:その他>心臓機能障害	んのアニɑ 害、脊柱ჼ	管狭窄症	、関節居		よる関節	痛等が	あるため歩行	行困難		
会費					年会	費:3,0	00円						
	対価区分 運送の 対価	内容	判断基準 タクシー料金の概ね 2分の1の範囲内	距離制	初乗 ^t	J2kmま	で40 ()円、以	<u>対</u> 降190	<u>価</u> O円/km加	 算		
	運送の 対価以 外の対 価	迎車料	他団体における同様の サービス等と比較し、	有	320円	(市外	の場合	含210円	加算)(片道の)み)		
		待機料	高額でないと認められ る範囲内	有		までは第 310円、		310円/	15分カ	巾算			
対価(料金)		介助料	提供されるサービスの 具体的な内容、他団体	有	②車	奇子の	階段允	个助なと	ご運転		:1,020円/ は対応困 0分		Ü
		添乗• 付添料	における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲	有	1,220円/30分								
		その他 (ストレッチャー・車い す使用料等)	内	有	車椅子:510円、リクライニング車椅子:1,530円 ストレッチャー:2,550円 増員者の交通費が発生する場合は実費								
	例	5km離れた	病院へ送迎した場合((片道)									
	運送の 対価	970円【	400円(初乗2km	1) +5	70円	(190₽	月/km	×3km	1)]				
標準的な利用による対価(料金)	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	1,928円 【416円 迎車料:	(初乗1.2kmまで500)円:約]416円	/km) 	-1,512	四(100)円/2	64m : 約3	78円/km	× 4km)]	<u> </u>
		介助料:											
	総合計	2,310円											
運行管理体制	車i 〇 整	両5両以上の 備管理責	責任者の選任 場合、道路運送法施行規 任者の選任 7供祭理に係る特徴			貨格を取 行	有	[無無無			
			を備管理に係る指揮で	不可能	: 杭		有			無			
			の連絡体制				有	-		無			
1.15-2.		情対応の					有	-		無			
欠格事由	登録を受	けようとす	る者は、道路運送法	第79	条の4	第1号カ	いら第4	4号に		非	該当	該当	

法人名称		特定非営利活動	法人ワーカー	-ズ・コレクティ	ィブふれあい都	3 筑
法人種別		特	宇 定非営利活	動(NPO)法.	人 料:	金変更申請有
	[法人代表者B [法人設立年月 事業等		自らの生活技術やないに対して、相互扶動ないでで、相互扶動に、次に対して、独国を関いるに、次に動いるを図る活動であるために、特定は関するかの独自の生活が関するが、事業のではなる援事業の事業	筑区荏田南五丁目 P技能を発揮し役立い助の精神に基づいず福祉の向上に寄いずる種類の特定は 対福祉の前に係るが 対ではまずがは ではままます。 ではままます。 ではままます。 ではままます。 ではままます。 ではままます。 ではままます。 ではまままする。 ではまままする。 ではまままする。 ではまままする。 ではまままする。 ではまままする。 ではまままする。 ではまままする。 ではまままする。 ではまままする。 ではまままする。 ではまままする。 ではまままする。 ではまままする。 ではまままする。 ではまままする。 ではまままする。 ではまままする。 ではままままする。 ではまままする。 ではままままする。 ではままままする。 ではままままする。 ではままままする。 ではままままする。 ではままままする。 ではままままする。 ではままままする。 ではままままする。 ではままままする。 ではままままする。 ではままままする。 ではままままする。 ではままままする。 ではままままする。 ではままままする。 ではままままする。 ではまままままする。 ではまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	でることを通して、高いてサービスを行い、 与することを目的とで 学営利活動を行う。 での事業を行う。 事業及び第1号事業	自主運営、自主管理のする。
事業所所在地	※法人に同	ľ	介護保険法事業所 指定	有	障害者総合支援法 事業所指定	有
運送の区域	横浜市					
使用車両 11 台	普通車両 (セダン等) 任意保険・対人無制	制限 000万円以上 合 会の確認 制限	0 台台台 0 台	任意保険等の確認・対人無制限・対物1,000万F	7以上	0 台 0 台 0 台
運転者	一種免 許者 二種免 許所持	13 内、直近2年間免 許停止処分者 内、直近2年間免 許停止処分者 内、直近2年間免 許停止処分者	0 人·也	ダン講習等済	13 人 登録時まで	でに取得予定 0人でに取得予定 0人
	合計	内、直近2年間免許停止処分者 大	0			

		内訳											
		イ (身体	障害者) 口(精神障害者)	八(知的]障害者)	二 (要介	護認定者)	木 (要支援	認定者)	^	ト(その)他)	
		6級	人 3級 人	軽度	人	要介護1	5 人	要支援1	4 人	(チェックリスト)	肢体不自由	人	
		5級	人 2級 人	中度	2 人	要介護2	6 人	要支援2	3 人	人	内部障害	人	
		4級	1人 1級 人	重度	6 人	要介護3	2 人				知的障害	人	
		3級	1 人			要介護4	人				(認定者を除く)	^	
		2級	1 人			要介護5	1人				精神障害	人	
		1級	4 人								(認定者を除く)	^	
											その他	1 人	
			7人 0人		8 人		14 人		7 人	0 人		1 人	
11 21 +v	30	,									合計	37 人	
対象者	_	旅客の範囲 (重複7名) 「 ○											
	人	(
			口 精神保健及										
		l —	つ ハ 障害者の雇								障害者		
		_	つ 二 介護保険法										
		(つ 木 介護保険法										
			へ 介護保険法									5者	
		(○ ト その他肢体?	下自由、	内部障	害、知的	内障害、	精神障	害その何	也の障害を	:有する者		
		備	 岁									<u>-</u>	
			っ 卞:要支援認定者>足腰	に痛みた	があり、単	≦独での:	歩行困難	推。視覚隨	害があ	るため。		İ	
			-:その他>難病(膠原病				·			0.2			
		1											
会費				入会金	₹:3,00	0円、月	一会費	:100円					
	対価区分	内容	判断基準						対·	価			
	運送の		タクシー料金の概ね	DE 向# 生山	100円	1 /lem							
	対価		2分の1の範囲内	此離刊	100	1/KIII							
					5km=	- TS 200	.Ш. Б	lym たね	ラ 10kr	n 士 で 5 5 0	田 川豚	250円/5km	
		迎車料	┃ 他団体における同様の	有		. 0300	л п , 5	KIII Z Æ	∕_ IUNI	112 C330	门、以阵	230[]/ SKIII	
			サービス等と比較し、		加算								
			高額でないと認められ		(亚口	10·00~	17:00) ann III	/30公	- 13/4/4	50円/15分	<u> </u>	
		待機料	る範囲内	有							.後525円		
					(四十日	121(T	.记以?	77))1,0	30 1 7	30万、以	.1友323口/	1977	
					「介誦	但除 给	车油田	の提合	·1注点	の白口1	白田割合		
対価(料金)	運送の	介助料		│ _{ੵ 【} 介護保険等適用の場合】法定の自己負担割合分 │ ^{ੵ 【} 【実費の場合】900円/回									
	対価以				【美貨の場合】900円/回								
	外の対		提供されるサービスの		【介誼	保险等	车滴用	の場合	门法定	で 白 戸 1	負担割合	分	
	価	添乗•	具体的な内容、他団体			の場合		102-21	1/4/	_ • > — .	~ I= H1 H	,,	
		付法料 における同様のサービ		有	有 (平日9:00~17:00)900円/30分、以後450円/15分							4	
		1 2 7/1/2/1	ス等と比較し、高額で								.後525円		
			ないと認められる範囲 内		(中寸1日	12 L (T	. 此 //	77//1,0	30[]/	30万、以	. [友 3 2 3 门] /	137]	
			ואן		車椅-	子利用	料(車	梅子貸	与代`	:250円/	/回		
		その他 (ストレッチャー・車い		有						500円			
		す使用料等)		"	XX / J /					1,000円			
							בטאווו	足んる	物口	1,0001]			
	例	5km離れた	:病院へ送迎した場合	(片道)									
	運送の												
	対価	500円[500円(100円/k	$m \times 5$	km)]								
+西洋かかれて1001-	【参考:タク	1,928円	1										
標準的な利用による対価(料金)	シー料金】 ※運送の対価			44	. 4 4 0 00	/I		о III (4 0 4	оп /о	0.4 4F0	70EE /I		
よの対画(神重)	の部分	[410F]	(初乗1.2kmまで500			/KM) ⊣	F 1,512	2円(100	リ円/20	64m : 約3	/8円/km	× 4KM)]	
			300円(迎車距離か	ヾちkm す	ミで)								
	以外の対価	介助料:	900円										
	総合計	1,700円											
	140 H H I	1,7001]											
	〇運	行管理の	責任者の選任				有]		無			
	車i	両5両以上の	場合、道路運送法施行規	見則で規	定する資	資格を取る		_					
			任者の選任				有]		無			
運行管理体制			· · · · · — ·	ムムテ	4 +.			_					
	│ ○ 連	1丁官理•签	産備管理に係る指揮で	叩下糸	杌		有	J		無			
	〇事	故発生時	の連絡体制				有	1		無			
								_					
		情対応の	本制				有	J		無			
欠格事由	各録を受	けようとす	る者は、道路運送法	·	冬の4	笙1号7	から笙	4号IT		킈	該当	該当	
^\" T H	ᄑᆓᅩ	, 0. , _ 9		7717	ノヘッノザ	71 · 77 /	· 2771			_ 71	H/A-II		

法人名称			社会福祉	上法人真愛	料金変更申請有						
法人種別			社会福	社会福祉法人							
	【法人代表者 【法人設立年			生地】 区公田町424番地2	3						
	事業等	※現在事項全部証明書より目的 この社会福祉法人(以下で、個人の尊厳と意向とを通して、 るため次の社会福祉事業 (1)第二種社会福祉事業 (イ)保育所の経営 (ロ)一時預り事業の経営 (ハ)老人ディサービュ (ハ)老人居宅介護事業 (木)障害福祉サービュ (木)移動支援事業の経 (ト)地域活動センターの (チ)特定相談支援事業 (リ)障害児相談支援事業	り 「法人」という。)は、 「重しつで、健やかに 、社会のででは、 を行う。 営業経営 を経営 との経営 との経営 との経営 できると できると できると できると できると できると	:心身が育成され保: 寄与することを目的	づき、支援を必要とする地域の人々に対し 持されるための多様な福祉サービスを総合 ひとする。この法人は、上記の目的を達成す し、次の事業を行う。						
事業所所在地		-さぽーと泉 区飯島町1516番地5	介護保険法事業所 指定	有	障害者総合支援法 有 事業所指定						
運送の区域	横浜市										
使用車両 6 台	福祉車 任意保・対物1	所有車両 設備内訳 ・ 寝台車 ・ 車椅子車 ・ 兼用車 ・ 回転シー 除等の確認 済 無制限 ・ 000万円以上	0 台	1 台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円	- <u></u>						
	せ ^{ダン等} 任意 ・対物1 一種 ・ ・ 一種 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	険等の確認 無制限 ,000万円以上 内、直近2年間免 許停止処分者	'	任意保険等の確認・対人無制限・対物1,000万円で表現である。	 引以上 9 人 登録時までに取得予定 0 人						
運転者	者 二種免 許所持 者	内、直近2年間免 許停止処分者		2ダン講習等 済	9人 登録時までに取得予定 0人 0人 登録時までに取得予定 0人						
	合計	9 内、直近2年間免 許停止処分者	0								

		rth=D												
		内訳	障害者) 口(精神障害者	⊭\ , (4πδ/	的障害者)	二(要介護	*****	木(要支援	到中本)		ト(その	4th)		
		6級		人 軽度	人	要介護1	1 人	要支援1	人	(チェックリスト)	肢体不自由	人		
		5級		人中度					人	人	内部障害	- 		
		4級	人 1級 1。		<u>人</u> 8 人	要介護2要介護3	人	要支援2						
		3級	人	八里及	0 /	要介護4	人				知的障害 (認定者を除く)	人		
		2級	$\frac{2}{\lambda}$			要介護5	人				精神障害			
		1級	7 人			ダバ 設り					(認定者を除く)	人		
		1 1/22									その他	一一		
			7人 1.	Ţ	8 人		1人		0 人	0 人		0 人		
	12		· · · · · ·	-11								17 人		
対象者		旅客の範囲 (重複5名)												
	人		○ イ 身体障害	者福祉法:	第四条に	こ規定す	る身体	障害者						
		(○ □ 精神保健											
										とする知的[障害者			
		(コニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュニュ											
			木 介護保険								\			
											に該当する	者		
			ト その他肢体	下十目田、	内部障	害、知的]障害、	精神障害	ぎその	他の障害を	有する者			
		備	*									······································		
			-											
		<u> </u>										<u>i</u>		
会費														
五貝	対価区分	内容	判断基準						対	価				
	運送の	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	タクシー料金の概ね		1									
	対価		2分の1の範囲内	距離制	初乗り	丿1kmま	で200	0円。以	降、1	85円/kmフ	加算			
	V.) IMI		-,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,											
		迎車料	ルロサーかはフロギ	有	有 300円									
			他団体における同様(サービス等と比較し、	<i>س</i> اس		•								
			高額でないと認められ	ı										
		待機料	る範囲内	有	350円]/15分								
					【介箔	保险 •	暗宝は	京小 廿-	ービス	海田時】	法定の白			
対価(料金)	運送の	介助料		有	【介護保険・障害福祉サービス適用時】法定の自己負担割 有 合分									
	対価以	山 一川川村		1	ログ 【上記以外の場合】700円									
	外の対		提供されるサービスの	o	【介護保険・障害福祉サービス適用時】法定の自己負担害									
	価	添乗•	本		保険・	障害神	畐祉サ−	ービス	適用時】	法定の自	己負担割			
		が来・ 付添料	における同様のサービス等と比較し、高額で		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1									
		13 /አፍተተ	ないと認められる範囲		【上記以外の場合】700円/30分									
			内	·										
		その他					_							
		(ストレッチャー・車い す使用料等)		無										
		7 WART 07												
	例	5km離れた	病院へ送迎した場合	合(片道)										
	運送の													
	対価	940円【	200(初乗り1k	m)+740	0円(1	85円/	/km ×	4km)	1					
標準的な利用に	【参考:タク シー料金】	1,928円												
よる対価(料金)	※運送の対価	,	' (初乗1.2kmまで5	∩∩□ . 蚣	1/16	/km) _	-1 510)Ш (100	\ □ /2	61m · \$52	70⊞ /km '	< 4km) 1		
0. 0.0 lm (4 l ms)	の部分			00円. 称:	J410[]	/ KIII / T	1,512	. [] (TOC	л <u>п</u> / 2	04m . ポ りる	70[]/KIII /	<u> </u>		
		迎車料:												
	以外の対価	介助料:	700円											
	総合計	1,940円												
	○海	行管理の	 責任者の選任				有]		無				
				- 担則 大坦	ウナフィ	を抜え 取っ		J		**				
			場合、道路運送法施? 任者の選任	」祝則で規	止りる	₹恰を以作	^{寺済} 有	1		無				
運行管理体制								_		****				
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	〇 運	行管理·蟿	経備管理に係る指抗	軍命令系	:統		有			無				
	○ 事:	故発生時	の連絡体制				有]		無				
	_							_						
	〇 苦	情対応の	本制				有			無				
欠格事由	登録を受	けようとす	る者は、道路運送	法第79	条の4	第1号#	nら第4	4号に		非	該当	 該当		

法人名称	特定非	営利活動法人	移動サービス	スアクセス	料金変更	申請有						
法人種別		特定非営利活	持定非営利活動(NPO)法人									
	【法人代表者氏名】 石田 典作 【法人設立年月日】 平成17 年 2 月		【法人所在地】 5 日 横浜市青葉区荏田北3-11-24									
	※現在事項全部証明書よりの法人は、相互扶助の市民事業として、等を力に、できまして、等を可能を表して、等を可能を表して、等を可能を表して、等を可能を表して、のは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、は、利益を関い、とのでは、対をは、は、対をは、は、対をは、は、対をは、は、対をは、は、対をは、は、対をは、は、対をは、は、対をは、は、対をは、は、対をは、は、対をは、は、対をは、は、対をは、は、対をは、は、対をは、は、対をは、は、対をは、は、が、は、が、は、が、は、が、は、が、は、は、は、は、は、は、は、は、は	D精神にもとづき、自身 障害者、病弱者、およる 所等者、病弱者、による 外を達成するため、次の 此の増進を図る活動 る活動 のを達業 ・出社社会生活を総合的に デンティ事業 のお出か、研修事業 のお共育・研修事業	なび子育て支援をからまちづくりに寄与いた場がる種類の特の事業を行う。 有償運送事業に支援するためのな扱団体」としての	必要としている。 することを目的 注定非営利活動	人たちなど移動# とする。 らを行う。	制約者の外出						
事業所所在地	※法人に同じ	介護保険法事業所 指定	無	障害者総合支 事業所指定	援法有							
運送の区域	横浜市											
使用車両 10 台	所有車両 1 設備内訳・寝台車・車椅子車・乗用車・回転シー車 任意保険等の確認・対人無制限・対物1,000万円以上	0 台	日意保険等の確・対人無制限・対物1,000万	- 兼 · 回	:台車 :椅子車	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0						
	世 (セ (セ (セ (大 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (大		9 仕意保険等の確 ・対人無制限 ・対物1,000万	<u></u>								
	一種免 許所持 者	° U		<u> </u>	登録時までに取得予定登録時までに取得予定	0人						
運転者	二種免 許所持 者 内、直近2年間兒 計停止処分者	·也 人	ダン講習等 未	: 0人	登録時までに取得予定	0 人						
	合計 11 内、直近2年間兒 計停止処分者	0										

		rta =0											
		内訳	障害者) 口(精神障害者)	八年日的]障害者)	二(要介語	(初定者)	木 (要支援	(認定者)	^	ト(その	他)	
		6級	人 3級 人		人	要介護1	人	要支援1	人	(チェックリスト)	肢体不自由	人	
		5級	人 2級 人		13 人	要介護2	3 人	要支援2	一人	人	内部障害	1人	
		4級	1人 1級 1人		19 人	要介護3	人	X / IX C			知的障害		
		3級	2 人			要介護4	1人				(認定者を除く)	人	
		2級	5 人			要介護5	人				精神障害	人	
		1級	4 人			-					(認定者を除く)		
		 	10 1 1 1		00 [4 [0 I	0 1	その他		
	36	<u> </u>	12 人 1 人		32 人		4 人		0人	0 人		<u>1</u> 人] 50人	
対象者	_	旅客の範囲 (重複:14人)											
	人	脈各の <u>範囲 (単複:14人)</u> ○											
		(○ □ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 ○ ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者										
		(〇 木 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者										
		<u> </u>										<u>,有</u>	
			○ ト その他肢体を	17日田、	内即鸠	苦、知的	小品品、	有仲陧:	音での	心の障害を	1月9句白		
		備者											
	(ペイン) 要支援認定者 > 協議済み (<ト: その他 > パーキンソン病												
		<u>i.21</u>	・・その他ノハーキンフン	7/7								i	
会費		入:	会金:3,000円、年会	会費:1	,200円	(年度:	途中の	り入会の	の場合	は、100月	円/月)		
	対価区分	内容	判断基準						対	価			
	運送の		タクシー料金の概ね	522 章件 本川	100円	l /l/m							
	対価		2分の1の範囲内	此無刑	100	J/KIII							
		>rn ± 4/4		+ 000									
		迎車料	他団体における同様の	有	300円	l							
			サービス等と比較し、										
		待機料	高額でないと認められ る範囲内	有	250⊞	/10分							
		ויין אלון ניין	0+cm+1	''	2001	17 1071							
対価(料金)	運送の	介助料		(障害福祉サービス適用時)法定の自己負担割合分								分	
	対価以	J 1 15J 174		【実費の場合】1,000円/回									
	外の対		提供されるサービスの										
	価	添乗•	具体的な内容、他団体にない。		【陪宝	海北十	+—⊬	マ海田	性】注	完の白言	已負担割合	≥ 分	
		付添料	における同様のサービ ス等と比較し、高額で	有						たの日に	- 只江市口	1 / J	
		1377541	ないと認められる範囲		『【実費の場合】250円/10分								
			内										
		その他 (ストレッチャー・車い											
		す使用料等)		'н	Z/1/	丞ノ」 イイ	<u> </u>	,011					
	例	5km離れた	:病院へ送迎した場合	(片道)									
	運送の	FOOTH!	100Ⅲ /lem >c Elem	.1									
	対価	200HT	100円/km×5km	11									
標準的な利用に	【参考:タク シー料金】	1,928円											
よる対価(料金)	※運送の対価	I -	(初乗1.2kmまで500)円:約	1416円	/km) +	-1.512	2円(100)円/2	64m : 約3	78円/km	× 4km)]	
	の部分	^rn ± √√		×1 3 · 4·2	,	,, .	.,	-, , (, , ,	- I J/ _	· · · · · · · · · · · ·	701 17 14111	111117	
	運送の対価 以外の対価	介助料:											
	₩ Λ=I		1,000]										
	総合計	1,800円											
	〇運	行管理の	責任者の選任				有	ĺ		無			
			場合、道路運送法施行規	見則で規	定する資	資格を取得	导済	_					
	〇整	備管理責何	任者の選任				有]		無			
運行管理体制	○運	行管理▪慗	経備管理に係る指揮:	命令系	統		有	1		無			
					-170								
	〇 事		の連絡体制				有	J		無			
	〇 苦	情対応の	本制				有]		無			
L.15		5		. 	—			<u>.</u>				-1	
欠格事由	登録を受	けようとす	る者は、道路運送法	5第79	条の4	第1号#	いり第4	4号に		非	丰該当	該当	

法人名称	4	, 寺定非営利活動法人	、ふじさくら変更登録申請								
法人種別		特定非営利活動(N	PO)法人								
	【法人代表者氏名】 宗像 定組 【法人設立年月日】 平成17 年 8 月	21-11 1111 2	Ӡ星川1−12−6								
	目的及び業務 本法人は、高齢者及び障害児者の日常生活の向上の為、幅広い分野での企画・工夫を行い良質なサートを提供するとともに、支援・介助・介護に重要な役割をもつ住宅・施設等の環境の向上、研究及び技術開発行い、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。 本法人は、上記の目的を達成する為、次の種類の特定非営利活動を行う。 1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動 本法人は、上記の目的を達成する為、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行なう 1)高齢者等の住環境に関する事業 2)高齢者等に対する配食サービス事業 4)高齢者等の交流事業の企画・運営 5)生活情報の提供事業 6)施設の設置及び運営 7)障害者等の支援活動事業 8)障害児童の支援活動事業 9)福祉に関する人材派遣事業及び教育 10)産後ヘルバー派遣事業 11)虐待からの保護等に関する事業 12)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業 定款等に、道路運送法に基づく事業について追記依頼済み ※法人に同じ										
事業所所在地	※法人に同じ	介護保険法事業所 指定	障害者総合支援法 有 事業所指定								
運送の区域	横浜市										
使用車両 2 台	所有車両 2 設備内訳・寝台車・車椅子車・兼用車・回転シー車両・対人無制限・対物1,000万円以上	0 台 ト車 0 台 任意保・対人類	・ 無用車 0 台 ・ 回転シート車 0 台 ・ 回転シート車 0 台								
_	世 通 面 で が も 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	任意保 ・対人集	】 合 除等の確認 無制限 」,000万円以上								
	一種免 許所持 者		済 2 人 登録時までに取得予定 0 人								
運転者	二種免 許所持 者 内、直近2年間免 計停止処分者	0 人	3等 未 0 人 登録時までに取得予定 0 人								
	合計 2 内、直近2年間免 計停止処分者	0									

対象者	15	内訳 16級 5級級級級 3級 1級 旅客の範	障害者) □ (精神障害者) 人 3級 人 人 2級 人 人 1級 人 4人 1 人 5 人 0 人	<u>ハ(知的</u> 軽度 中度 重度		三(要介證 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5	人	水(要支援1 要支援2 要支援2	放定者 人		ト(その 肢体不自由 内部障害 (認定者を除く) 精神障害 (認定者を除く) その他	他) 人 人 人 人 人 人 人 人
	人 	○ イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 □ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 ○ ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 ○ 二 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 木 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 へ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者 備考										者
会費	ᆚᄺᆕᄼ		\n \\n' \+ ?#-							<u>π</u>		
	対価区分 運送の 対価											
		迎車料	他団体における同様の サービス等と比較し、	有	150円	50円						
3		待機料	高額でないと認められ る範囲内	有		/30分						
	対値以 外の対 価	対価以 外の対	対価以 外の対	提供されるサービスの	有	合分			畐祉サ−)円/30≴		適用時】	法定の自
		添乗・ 付添料	具体的な内容、他団体 における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲	有	【介護保険・障害福祉サービス適用時】法定の自己負担 合分 【実費の場合】800円/30分						己負担割	
		その他 (ストレッチャー・車い す使用料等)		有	車いる	ナ/スト	レッチ	ヤ一使	用料:	500円(片	†道)	
	例	5km離れた	:病院へ送迎した場合((片道)								
	運送の 対価	650円【	130円/km×5km	1]								
標準的な利用による対価(料金)	【参考:タク シー料金】 ※運送の対価 の部分	1,928円 【416円	 (初乗1.2kmまで500)円 : 約	416円	/km) +	-1,512	2円(100	0円/2	64m : 約3	78円/km;	× 4km)]
	運送の対価 以外の対価	迎車料: 介助料:										
		1,600円										
運行管理体制	○ 運行管理の責任者の選任 有 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 ○ 整備管理責任者の選任 有 無 (5制)											
			を備管理に係る指揮で	前 令系	統		有	_		無		
		○ 事故発生時の連絡体制 有 無 無										
	〇 苦	情対応の	本制				有			無		
欠格事由	登録を受	けようとす	る者は、道路運送法	第79	条の4	第1号か	^ら第4	4号に		非	該当	該当

法人名称	特定非営利活動法人ケアサポート紬											
法人種別	特別	 足非営利活動	j(NPO)法人									
	法人代表者氏名 仲井 則子 法人設立年月日 平成29 年 5 月 12	【法人所在	E地】 区笠間三丁目45番M-103号									
	※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 この法人は、常時、介助(医療がに支援することを軸とした、の の暮らしを実現し、豊かな地域 この法人は、上記の目的を達 1 保険、医療又は福祉の増進 2 社会教育の推進を図る活動 3 まちづくりの推進を図る活動 4 人権の擁護又は平和の推定 この法人は、上記の目的を達 1 特定非営利活動に係る事業 (1)障害者の日常生活及び社	要とする重症心身障害児・者に対して、本人のおもいを中る事業を行うことで、重い障害のある人でも、地域・在宅での増進に寄与することを目的とする。 掲げる種類の特定非営利活動を行う。 事業を行う。 支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 支援するための法律に基づく地域生活支援事業 業										
事業所所在地	移動サービス結 横浜市栄区小菅ケ谷2-7-17 クレール本郷台208	介護保険法事業所 指定	無 障害者総合支援法 有 事業所指定 有									
運送の区域	横浜市											
使用車両 1 台	所有車両	00000	持ち込み(貸借)車両 1 設備内訳・寝台車 0 台 1 台 ・ 車椅子車 1 台 ・ 兼用車 0 台 ・ 受転シート車 0 台 ・ 発用車 0 台 ・ 対人無制限・対物1,000万円以上									
運転者	一種免許所持者 1 内、直近2年間免許停止処分者 二種免許所持者 0 内、直近2年間免許停止処分者	0 \tau \cdot \tau \cdo	下列: 77 77 77 78 78 78 78 79 79									
	合計 1 内、直近2年間免 許停止処分者 人	0										

		内訳										
			本障害者)	口(精神障害者)	八(知的	障害者)	二(要介護	認定者)	木(要支援認	定者)	^	ト(その他)
		6級	人	3級 人	軽度	人	要介護1	人	要支援1	人	· (チェックリスト)	肢体不自由 人
		5級	人	2級 人	中度	人	要介護2	人	要支援2	人	人	内部障害 人
		4級	人	1級 人	重度	人	要介護3	人				£ _ 11 mm ===
		3級	人				要介護4	人				知的障害 (認定者を除く) 人
		2級	人				要介護5	人				精神障害 人
		1級	1人									(配足当を除く)
												その他 人
	4		1 人	人		人		0 人	(0 人	0 人	
) 対象者	l		· -									合計 1 人
对 第1	Į į	旅客の範		, 白 从 腔 宇 老 ·	sa 51 2+ 4	<u> </u>	-#-	フ白 仕口	产中土			
			0 1 0							- 坦宁	オス特地の	音宇 之
		<u> </u>		ト 障害者の雇								
			<u> </u>	· <u>件日日07准</u> - 介護保険法								+
			ホ	介護保険法	第19条第	第2項に	規定する	る要支持	爰認定を受	きけて	<u>・ 0 1 </u>	
				、介護保険法								に該当する者
			ا	その他肢体で	下自由、	内部障	害、知的	障害、	精神障害る	その他	の障害を	有する者
			備考									
		1/用 4	5									
		3										
会費												
	対価区分	内容	判	断基準						対価		
	運送の			4金の概ね	距離制	初乗り	J2kmま	で200	円。その	後1	kmごと10	00円
	対価		2分の1の)範囲内		1771	<i></i>	(200	1 10 6 05	× ·		-01.3
		迎車料		おける同様の	有	300円						
				等と比較し、高								
		41 144 1-1	翻でない。 囲内	と認められる範			– ••					
対価(料金)		待機料	E41.7		有	300円	/15分					
	VE 14 6											
刘仙(科亚)	運送の	A EL W	◇ 田 料			【障害	福祉サ	ービス	ス利用時]法5	定の自己	.負担割合分
	対価以 外の対	介助料				「実費の場合】1,000円						
	価		提供される	るサービスの具					• •			
	l im	添乗•	体的な内	容、他団体にお	有	600円/15分						
		付添料		のサービス等と	п	00017/1027						
			比較し、同められる筆	高額でないと認 節囲内								
		その他			有	咕 朗	小料金	2500	1/20公			
		(ストレッチャー・車い す使用料等)			79	141日)2	个个十亚	200	1/3071			
	例	5km弊わた	- 库陀へ 洋	・ 迎した場合(月	上洋)							
		OKIII内E1 U/S	_/内//元	上型した場合(ア	1坦/							
	運送の 対価	500円【	200円(初乗2kmま	で20	0円)	+3001	円(10	00円/kr	$n \times 3$	3km)]	
	【参考:タク											
標準的な利用に	シー料金】	1,928円										
よる対価(料金)	※運送の対価 の部分	【416円	(初乗1.2	2kmまで500P	9:約4	16円/	km) + 1,	,512円	(100円/	⁄264ı	m:約378	B円/km×4km)】
	運送の対価	迎車料:	300円									
	以外の対価	介助料:										
	総合計	1,800円	.,									
	小心口口	1,000[]										
	〇運	行管理の	責任者の	選任				有			無	
	車	5両以上の	場合、道路	F運送法施行規 則	則で規定	する資材	各を取得済		-			
	〇整	備管理責何	任者の選	任				有			無	
運行管理体制	○海	○ 運行管理·整備管理に係る指揮命令系統 有 無										
					ロ かくかし	•						
	○事	故発生時	の連絡体	制				有			無	
1	〇苦	情対応の何	体制					有			無	
									•			
欠格事由	登録を受	けようとす	る者は、	道路運送法算	第79条	の4第	1号から	第4号	} に		ŧ	<u> 該当</u>

法人名称			特定非営利流	舌動法人笑顔	į						
法人種別		特	宇 定非営利活	動(NPO)法,	人 人						
	【法人代表者氏名】 【法人設立年月日】	高鹿 治雄 平成27 年 1 月 30	【法人所在 横浜市緑	:地】 区中山一丁目7番1							
	目的及び業務 この法人は、核家族化・少子高齢化の急速な進行により地域的コミュニティが崩壊することが懸念さで、地域の社会資源の情報を集約し最大現に活用し、地域社会の変化に適合した地域コミュニナィ方た めの事業を行い、子どもから高齢者までのあらゆる世代にわたる地域住民の生活し易い地域コミュニ生に寄与することを目的とする。 この法人は上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2)まちづくりの推進を図る活動 (3)子どもの健全育成を図る活動 (4)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動この法人は、上記の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 (1)介護保険法に基づく居宅介護事業支援 (2)介護保険法に基づく居宅・サービス事業 (3)介護保険法に基づく介護予防サービス事業 (4)福祉有償運送サービス事業 (5)まちづくり推進に関する事業 (6)介護家庭の支援に関する事業 (7)家族生活に関する地域の安心情報発信の事業										
事業所所在地	笑顔事業所 横浜市緑区中山	1-7-16	介護保険法事業所 指定	無	障害者総合支援法 事業所指定	無					
運送の区域	横浜市										
使用車両 3 台	福 祉 車 両 任意保険等の码 ・対人無制限 ・対物1,0007		00000 0000 1	日 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円		0 台 0 台 0 台					
	普通車両(セダン等) 任意保険等の研究を対し、対人無制限・対物1,0007			3 台 任意保険等の確言 ・対人無制限 ・対物1,000万円	<u></u>						
	一種免 許所持 者	内、直近2年間免 許停止処分者	I U I	定講習済							
運転者	二種免許所持者	内、直近2年間免 許停止処分者 人	0 人	ダン講習等 未	0 人 登録時までに取	得予定 0人					
	合計 2	内、直近2年間免 許停止処分者	0								

		lm=¤												
		内訳	空宝老	口(精神障害者)	/ / -π ά/-	"空宝老\	I _ / 無人報	+==-±\	木 (要支援	·=====	I	ト(その	ДЬ \	
											(#===##! 7)			
		6級	ᄉ	3級 人	軽度		要介護1		要支援1	人		肢体不自由	<u> </u>	
		5級	人	2級 人	中度	<u> </u>			要支援2	4 人	人	内部障害	人	
		4級	ᄉ	1級 人	重度	人		4 人				知的障害 (認定者を除く)	人	
		3級	人				要介護4	人				(認定者を除く)		
		2級	人				要介護5	人				精神障害	人	
		1級	人									(認定者を除く)		
												その他	人	
	10	<u> </u>	0 人	0 人		0人		6 人		4 人	0 人		0 人	
₩ 40 - 2	10	l										合計	10 人	
対象者	人	旅客の <u>範</u>	<u>囲</u>											
	入	イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神												
			/\	H H /E							障害者			
		(〇 二 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者											
		(つ ホ		法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者									
			^	・介護保険法	施行規	則第140)条の62	の4第	2号の基	準(チ:	ェックリスト)	に該当する	者	
			7	その他肢体で	「自由、	内部障	害、知的)障害、	精神障	害その	他の障害を	有する者		
		7787												
			構考 <ホ:要支援認定者>心臓に持病がある、頚椎症等の症状があるため、単独					マの生 仁 杉	田帯でもて	į				
		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	小∶安又扬	遠認正有 夕心 膕	に特納の	` める、≆	貝性延寺	の症状が	いめるに	り、単独	じいず行か	凶難である	į	
会費														
	対価区分	内容	半]断基準						対	価			
	運送の			料金の概ね		400T	/							
	対価			の範囲内	距離制	100円	/KM							
	, , , j j j j													
		迎車料	,	- 1 7 - 14 -	有	⋾ 300円								
				こおける同様の			•							
				く等と比較し、 ないと認められ										
		待機料	る範囲内		有	500Œ	/30分							
		וייוי אלון ניין	W+CEAT	•	''	0001	i/ 00/j							
対価(料金)	对価以	 介助料												
入11四(4十五/					有	900円								
		対価以 外の対												
	がの対			れるサービスの										
	ΊЩ	添乗•	具体的な内容、他団体 における同様のサービ					_						
		付添料		が続いり一と	無	#								
		דיראות ניו		められる範囲									_	
			内											
		その他												
		(ストレッチャー・車い す使用料等)			無									
		9 使用科寺)												
	<i>h</i> oi	Flomp# to +	一声吃。	送迎した場合	(止 ' 苦 \	ı								
	例	OKIII両Eイレ/:	こ柄版へ	达迎しに場合	(万坦)									
	運送の 対価	500円【	100円	$1/\text{km} \times 5\text{km}$	1]									
	メリ 皿													
標準的な利用に	シー料金】	1,928円	j											
よる対価(料金)	※運送の対価 の部分	【416円	(初乗1	.2kmまで500	円:約	416円	/km) +	-1,512	2円(10	0円/2	64m:約3	78円/km:	×4km)]	
		迎車料:						•						
	運送の対価以外の対価	介助料:	200L 1											
			900											
	総合計	1,700円												
	○渾	行管理の	害仏老/	の弾圧				有]		無			
					8 811 . + 8	ウナフン	ς+ <i>σ +</i> ποί		1		////			
				路運送法施行規 翌 <i>1</i> 7	兄則で祝	正りる真	竹を拟作		1		4111			
 運行管理体制		備管理責	エロのス	조ഥ				有	-		無			
(年1) 6 年 1 中 前	□ ○ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 有 無													
	○重	事故発生時の連絡体制 有 無												
	_													
	O 苦	情対応の	本制					有	<u> </u>		無			
欠格事由	登録を受	けようとす	る者は	、道路運送法	第79	条の4	第1号#	いら第4			非	該当	該当	

法人名称	特定非営利活動法人らいちょう									
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人									
	【法人代表者氏名】 【法人所在地】 【法人設立年月日】 平成29 年 4 月 3 日 横浜市青葉区鴨志田町95番地9									
	目的及び事業 この法人は障がい者及びその家族に対して、生活支援や就労支援、国際交流に関する事業を通じて行の無い障がい者等の自立を図ることで福祉の増進に寄与することを目的とする。この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2)子どもの健全育成を図る活動 この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。 1 特定非営利活動に係る事業 (1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 (2)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業 (3)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業 (4)障害者支援に関する事業 (5)道路運送法第79条に基づく事業 移動支援らいちょう 横浜市青葉区荏田西3-10-7 介護保険法事業所 無 障害者総合支援法 有									
事業所所在地		有								
運送の区域	横浜市									
使用車両 4 台	所有車両 持ち込み(貸借)車	0 0 0 0 0 0								
	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上 ・対物1,000万円以上 ・対物1,000万円以上 ・対物1,000万円以上 ・認定講習 済 5 人 登録時までに対 者 トセダン講習等 済 5 人 登録時までに対									
運転者	在									
	合計 5 内、直近2年間免 大 0 人 人									

		内訳												
			「障害者)	1(精神障害者)	ハ (知的	<u>)障害者</u>)	二 (要介語	護認定者)	木 (要支援	段認定者)	_	ト(その	(他)	
		6級			軽度		要介護1		要支援1	人	•	肢体不自由	人	
		5級	人	2級 2人	中度	4 人	要介護2	人	要支援2	人	人	内部障害	人	
		4級		1級 1人	重度	11 人	要介護3	人				知的障害	人	
		3級	1人				要介護4	人				(認定者を除く)		
		2級	1 人				要介護5	人				精神障害 (認定者を除く)	人	
		1級	人									その他		
			2 1	3 人		21 人		Λ Ι		0 1	0 1		人	
	24		2 人	3 人	11	21 人	1	0人	<u> </u>	0 人	0 人	 合計	0 人 26 人	
対象者		旅客の範	5囲									(重複:2		
	人	○ イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者												
				精神保健及						条に規?	定する精神	障害者		
		(0 /\									障害者		
			=	介護保険法										
			ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 へ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者											
		<u> </u>)首	
			١	その他肢体	个目田、	内部障	善、知即	引障害、	精神障	害その	他の障害を	1月する首		
		備	考											
		i !											j	
会費														
	対価区分	内容	判	断基準						対	価			
	運送の			料金の概ね	距離制	到 160円/km								
	対価		2分の10	D範囲内	PE 1917	1,001	100[]/ Kili							
		迎車料			+	300円								
		迎甲科		おける同様の	有	300								
				等と比較し、 いと認められ										
		待機料	る範囲内		無									
		1312	子「智里四内」											
							_							
対価(料金)	対価以	介助料	介助料 無 無							_				
			4											
	外の対		提供され	るサービスの										
	価	添乗•		体的な内容、他団体 制										
		付添料		可様のサービ 較し、高額で	7111							_		
			ないと認る	められる範囲										
			内											
		その他 (ストレッチャー・車い			無				_		_			
		す使用料等)												
	, may	-1 +v · ·		Marin to 18 A	/ LL 1445								_	
	例	5KM離れた	こ柄院へは	送迎した場合	(片道)									
	運送の 対価	800円【	500円	(160円/k	m × 5	km)]								
無進 <i>い</i> かた€□円1−	【参考:タク	1.928円	1										-	
標準的な利用に よる対価(料金)	シー料金】 ※運送の対価	, -	_	2kmまで500	ነ መ . <i>ሂዞ</i>	1/16 FT	/km\ .1	_1 510) III (10	∩ III /∩	61m . 440	70 🗆 /١٠	∨ 1 lm \ 1	
0,000 lm (4,1 mg)	の部分	[410]		2NIIA CUU	ノロ・ボン	J + 10円	/ NIII / T	1,312	_I_] (I U	∪ □]/ Z	04111: 水り3	70□/KM	^ 4NII/]	
	運送の対価 以外の対価	迎車料:												
		介助料:	無											
	総合計	1,100円												
	〇運	行管理の	- 責任者 <i>σ</i>					有	1		無			
				~— 1— 各運送法施行:	規則で規	定する資	怪格を取る しょうしん かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい		•		****			
		備管理責						有]		無			
運行管理体制	_													
					叩丁术	गिर		有	_		無			
	〇事	故発生時	の連絡体	制				有]		無			
	〇苦	情対応の	体制					有	1		無			
									-					
欠格事由	登録を受	けようとす	る者は、	道路運送法	よ第79	条の4	第1号#	から第4	4号に		身	丰該当	該当	

法人名称	特定非営利活動法人たちばな福祉会												
法人種別		特	宇 定非営利活	動(NPO)》	去人								
	【法人代表者氏 【法人設立年月		【法人所 日 横浜市加	在地】 3区上白根一丁目	33番1号								
	目的及び業務 この法人は、高齢者及び中途障害者(以下「高齢者等」という。)の地域での自立支援及び少子化対策の め、介護保険法に基づく居宅介護支援事業、介護保険法に基づく居宅サービス事業及び託老ホーム事業 を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (3)社会教育の推進を図る活動 (4)まちづくりの推進を図る活動 この法人は、上記の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。 (1)介護保険法に基づく居宅介護支援事業 (2)介護保険法に基づく居宅サービス事業 (3)託老ホーム事業 (4)生活支援事業 (6)介護保険法に基づく地域密着型サービス事業 (7)介護保険法に基づく地域密着型サービス事業 (8)介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業 (9)障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業 (10)福祉有償運送事業 (11)上白根コミュニティハウス指定管理事業 (12)その他この法人の目的を達成するために必要な事業 NPOたちばな 小護保険法事業所 「障害者総合支援法 (17)												
事業所所在地		POたちばな											
運送の区域	横浜市												
		所有車両			持ち込み	ト(貸借)車両							
使用車両 3 台	福祉車 任意保険等・対人無制・対物1,0		0 台 1 台 0 台 車 0 台	任意保険等の・対人無制限・対物1,000	確認	寝台車 車椅子車 兼用車 回転シート車	0 0 0 0 0 0 0						
	普 通	1											
	_{車両(セダン等} 任意保険等 ・対人無制			任意保険等の・対人無制限・対物1,000									
	一種免 許所持 者	内、直近2年間免 許停止処分者 人	I U I		済 4 人 済 4 人	登録時までに取得予定 登録時までに取得予定	0 人 0 人						
運転者	二種免許所持者	内、直近2年間免 許停止処分者 人	0 ,	セダン講習等	未 0人	登録時までに取得予定	0 人						
	合計	内、直近2年間免 許停止処分者 人	0 人										

		内訳											
			障害者) 口(精神障害	害者)ハ	(知的障害者	·) 二(要介記	護認定者)	木(要支援	認定者)	^	ト(その	他)	
		6級	人 3級	人車	・ 全度	要介護1	2 人	要支援1	人	(チェックリスト)	肢体不自由	人	
		5級	人 2級	人占	中度 3 /	要介護2	2 人	要支援2	3 人	人	内部障害	人	
		4級	1人 1級			要介護3	人				知的障害	人	
		3級	人			要介護4	人				(認定者を除く)	^	
		2級	1 人			要介護5	人				精神障害	1	
		1級	2 人								(認定者を除く)	시	
											その他	人	
			4人 0	人	3 ,		4 人		3 人	0 人		0 人	
	14										合計	14 人	
対象者	1	旅客の範	囲										
	人			害者福祉	业法第四角	に規定す	る身体	障害者					
		ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者									障害者		
		〇 ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者											
		(〇 二 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者										
		〇 ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者											
											ト)に該当する者		
			ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者										
		[准]	備考										
	マラマス マラス マラマス マラス マラマス マラマス マラマス マラマス マラス マラマス マラス マラス											が困難	
		、小・女人1g no に日 / nxi - nh v r u い 2 少 1 」 四 共、た i - ハ n ハ つ y 少 1] か 四 共、初 代 い に の 半 尓 少 1] か 凶 共											
				7 /	\	ош <i>Е</i>	人 	0.000	•				
会費			101 N/Z ++ 1/E	人会	会金:1,00	0円、年	会費:	3,000円		/			
	対価区分	<u> </u>	内容 判断基準										
	運送の		タクシー料金の概ね	a	; ₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩	: [] 1 Lm =	-7:00	ויו דדו	[久 1 O f	NTI /km t i⊓	· 台		
	対価		2分の1の範囲内	坦	^{!離刑} 炒牙	きり I KIII ま	E C 200	川、以	年180)円/km加	l 昇		
		迎車料	他団体における同様	様の	有 300	円							
			サービス等と比較し										
			高額でないと認め	on ─									
		│ │ 待機料	る範囲内		有 180	円/10分							
対価(料金)	運送の 対価以	10 10% ለተተ			⁻ 100	1/ 10/1							
					_	ош /⊑							
	価	の対 介助料	助料 提供されるサービスの		有 1,000円/回								
	加 		提供されるリーロス										
		マエ	における同様のサー										
		添乗•	ス等と比較し、高額		有 600円/30分								
		付添料	ないと認められる 内	色掛	0001 37 0073								
		その他	P3	-	_								
		(ストレッチャー・車い す使用料等)			無				_				
	例		<u>-</u> -病院へ送迎した均	무슨(난	- 注)								
	運送の			-									
	建送の 対価	920円【	200円(初乗	1kmま	で200	9) + 7:	20円	(180円]/km	× 4km)]		
標準的な利用に	【参考:タク シー料金】	1,928円	<u> </u>										
よる対価(料金)	※運送の対価		・ (初乗1.2kmまで	รี <u>ร</u> ∩∩⊞	1・約7/16	п /km) д	-1519)四 (100)四 /o	64m·丝5つ	78四 /k~	x / km) 1	
0. 0. 1 m (4 1 m)	の部分			300] .]/ KIII/ T	- 1,512	2] (100	/ []/ Z	04111 . 赤りる	/O[]/ KIII -	^ 4KIII/]	
	運送の対価	迎車料:											
	以外の対価	介助料:	1,000円										
	総合計	2,220円											
	○海	行管理の	 責任者の選任				有	1		無			
			員にもりとは 場合、道路運送法が	东行担印	で担定する	咨抜た町?		ı		\1 <u>12</u>			
				四11万代只	ことがたける	≠1¤€₩1	^{再選} 有	1		無			
┃ ┃ 運行管理体制													
左口 6 左 件 啊	〇運	〇 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 有 無											
	〇 事	故発生時	の連絡体制				有]		無			
	〇 舌	情対応の	平 利				有	J		無			
欠格事由	登録を受	けようとす	る者は、道路運	送法第	79条の	4第1号#	から第4	4号に		非	該当	該当	

去人設立年月日 平成13 年 7 月 27 日 横浜市泉区領家二丁目6番地の1 ※履歴事項全部証明書より 目的及び業務												
に対し、要介護者の介護と介護家 ず身障者、そして「助けて」の声をされたの上に努め、ボランティアだからで 行なう。 して次の事業を行なう。 域密着型サービス事業及び介 基づく障害福祉サービス事業及び まさく障害福祉サービス事業及び まさくを確認。												
自立支援法 有 指定												
 込み(貸借)車両 寝台車 0台 車椅子車 0台 兼用車 0台 回転シート車 0台 												
登録時までに取得予定 0人 登録時までに取得予定 0人												
登録時までに取得予定 0人												

		内訳												
			▶ 障害者) □ (精神障害者)	八(知的	1隨害者)	二(要介語	華認定者)	ホ (要支援	認定者)	^	ト(その	他)		
		6級	人 3級 人			要介護1		要支援1	人	•	肢体不自由	<u></u>		
		5級	人 2級 1人			要介護2		要支援2	1人	人	内部障害	人		
		4級	人 1級 人	重度	人	要介護3	人				知的障害	人		
		3級	人			要介護4	人				(認定者を除く)			
		2級				要介護5	2 人	-			精神障害 (認定者を除く)	人		
		1級	3 人								その他			
			3 人 1 人		0 人		7 人		1 人	0 人	での他	<u>人</u> 0 人		
	12		3 7 1 7	U	0 人		· 人	<u>ll</u>	1 人	0 人	l 合計	12 人		
対象者		旅客の箏	色囲											
	人	○ イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者												
			○ □ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者											
		_									障害者			
			〇 二 介護保険法 〇 ホ 介護保険法											
			へ 介護保険法								に該当する	 老		
			トその他肢体を									-		
		<u> </u>			1 7 APT-1		<u> </u>	101117			. 17 / 4 1			
			備考 <ホ: 要支援認定者>腰椎圧迫骨折のため歩行不安定											
^ #		,,,,,												
会費														
	対価区分	内容	内容 判断基準 対価											
	運送の 対価		タクシー料金の概ね 2分の1の範囲内	距離制	初乗り	J2kmŧ	そで350	0円、以	降150)円/km加	算			
	ЖІШ		2月0月10月10日19											
		迎車料	他団体における同様の	有	300円									
			サービス等と比較し、 高額でないと認められ											
		待機料	る範囲内	有	300円	/15分								
					ſ∧.≊i	/口 仝	(辛宝)	ha hi ++		【利用時】				
	対価以 外の対									小小川时山				
対価(料金)			介助料	料		介護報酬の自己負担割合分 【介護保健、障害福祉サービス適用外の場合】								
			提供されるサービスの		1,000円(1回)									
			具体的な内容、他団体											
	価	·	における同様のサービ ス等と比較し、高額で							《利用時》				
		添乗・ 付添料	ないと認められる範囲	有				負担割		***	ᄭᄪ섀			
		19 / 6/17	内		「「介護保健、障害福祉サービス適用外の場合」									
			_		500円/15分									
		その他 (ストレッチャー・車い		有	高速	利用料	金等(ま必要(こ応じ	て実費徴	奴(事前码	確認)		
		す使用料等)			1-7							- H-0-7		
	例	5km離れ <i>t</i>	た病院へ送迎した場合	(片道)										
'	運送の	800⊞I) + 1	50田 (150□	J /km	x 3km)]					
	対価	0001 1	(2001] (J) * ZKIII	/ 1 7	001 1	1001	1/ Kill	/ OKIII	/ 1					
標準的な利用に	【参考:タク シー料金】	1,928円	4											
よる対価(料金)	※運送の対価	,	(初乗1.2kmまで500)田·絵	1416円	/km) 	-1512	四(100)四/2	64m·約3	78円/km 2	× 4km)]		
	の部分	_		- i э · ф2	,	, mii/ 1	.,012	-, , (100	-, J/ Z	η <u>σ</u> υ	, O1 1/ Kill /	· 1 Mil/ 🔏		
	運送の対価	迎車料:												
	以外の対価	介助料:	1,000円											
	総合計	2,100円												
	〇運	 行管理の	 責任者の選任				有	1		無				
			員 は 日 の 医 は)場合 、 道路運送法施行規	見則で規	定する資	8格を取る		j		NIV.				
			任者の選任		, _ ,	= -101	有]		無				
運行管理体制														
				ᄬᄁᅑ	ηУL			_						
	〇事	故発生時	の連絡体制				有	j		無				
	〇苦	情対応の	体制				有]		無				
	登録を受	けようとす	 ⁻ る者は、道路運送法	生第79	条の4°	第1号#	から第一	 4号に		非	該当	 該当		

法人名称	特定非営利活動法人いっぱい障がい者地域生活サポート会						
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人						
	法人代表者氏》		【法人所在地】				
	法人設立年月日						
事業所所在地	のこのこの会横浜市旭区	I ∖ 若葉台4-13-401	介護保険法事業所 指定	無	障害者総役 事業所指別		
運送の区域	横浜市						
		所有車両	持ち込み(貸借)車両				
使用車両 10 台	回ります。 設備内訳 ・ 寝台車 ・ 車椅子車 ・ 兼用車 ・ 回転シート I ・ 対人無制限		0 台 0 台 0 台 車 0 台	日 任意保険等の ・対人無制限	□> .	寝台車 車椅子車 兼用車 回転シート車	0 0 0 0 0 0
	•対物1,(000万円以上	•対物1,000万円以上				
	普通車両(セダン等) 任意保険・対物1,(10 台 任意保険等の ・対人無制限 ・対物1,000		Ē	
運転者	一種免 許所持 者	力 内、直近2年間免 大 許停止処分者		認定講習	済 10 人 済 10 人	登録時までに取得予定 登録時までに取得予定	0 人 0 人
	二種免 許所持 者	内、直近2年間免 大 許停止処分者	0 ,	セダン講習等	未 0人	登録時までに取得予定	0 人
	合計	内、直近2年間免 人 許停止処分者	0 人				

対象者	83 人	6級 4級級 2級 1 旅客 () () () () () () () () () () () () ()	人 3級 人 人 2級 人 1 人 1級 人 3 人 4人 6人 6 人 0 人 14 人 0 人 0 口 精神保健及 0 八 戸護保険法 0 二 介護保険法 0 十 子の他肢体 7 大の他肢体 7 大の地域 7 大の地域 8 大の地域 8 大の地域 8 大の地域 8 大の地域 9 大の地域 10 大の地域	軽中重 祉精の原第施店 強調を は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	2 人 要介護2 9 人 要支援2 11 人 人 内部障害 14 人						
会費					入会金:2,000円						
	対価区分	内容	判断基準		対価						
	運送の 対価		タクシー料金の概ね 2分の1の範囲内	距離制	初乗り2kmまで、300円。以降、150円/km加算						
	運送の 対価以 外の対 価	迎車料	他団体における同様の サービス等と比較し、	有	200円						
対価(料金)		待機料	高額でないと認められる範囲内	有	400円/30分(最初の15分は無料)	400円/30分(最初の15分は無料)					
		介助料	提供されるサービスの 具体的な内容、他団体 における同様のサービ ス等と比較し、高額で ないと認められる範囲 内	有	500円/30分						
		添乗・ 付添料		有	500円/30分						
		その他 (ストレッチャー・車い す使用料等)		有	キャンセル料(当日配車後):500円 時間外、休日対応:20%割増(要事前予約) (基本利用時間:月~土、8時~17時)						
	例 5km離れた病院へ送迎した場合(片道)										
	運送の 対価	750円【300円(初乗2km)+450円(150円/km×3km)】									
標準的な利用による対価(料金)	【参考:タクシー料金】 ジー料金】 ※運送の対価の部分	_	(初乗1.2kmまで500	円:約	5416円/km)+1,512円(100円/264m:約378円/km×4km)】						
	運送の対価 以外の対価	迎車料:2 介助料:5									
	総合計	1,450円									
運行管理体制	 ○ 運行管理の責任者の選任 有 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 ○ 整備管理責任者の選任 有 無 ○ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 有 無 ○ 事故発生時の連絡体制 有 無 										
		情対応の			<u>有</u> 無						
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に <u>非該当</u> 該当										

法人名称	特定非営利活動法人守の会							
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人							
	法人代表者氏名 森田 竜一郎 【法人所在地】 法人設立年月日 平成11 年 10 月 19 日 横浜市金沢区寺前一丁目8番6号ライオンズマンション金沢文庫第2-102							
	※履歴事項全部証明書より							
事業所所在地								
運送の区域	横浜市							
使用車両 3 台	所有車両 持ち込み(貸借)車両 3							
	・対物1,000万円以上 ・対物1,000万円以上 一種免許所持者 内、直近2年間免許停止処分者 「認定講習」 済 2 人 登録時までに取得予定 0 人 済 2 人 登録時までに取得予定 0 人							
運転者	二種免 許所持 者							
	合計 3 人 内、直近2年間免							

		内訳											
			·陪宝务)	口(特油陪宝者)	ハ(知的障害者) ニ(要介護認定者) 木(要支援認定				(司中者)	_	ト(その・	4h)	
		6級	人	3級 人	T- T				要支援1	0 人		肢体不自由	
		5級	人	2級 人	中度		要介護2 2				人		人
		4級	人	1級 人	重度	人			安又抜2	0 /		知的障害	
		3級	人	1 /192	主汉		要介護4 3					(認定者を除く)	시
		2級	人				要介護5 2					精神障害	
		1級	人				27112					(認定者を除く)	시
		1,10										その他	人
			0 人	0 人		0 人	98	人		3 人	0 人		15 人
	116											合計 11	
対象者		旅客の範囲											
	人	〇 イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者											
		〇 口 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者											
		〇 ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者											
		〇 二 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者											
		〇 木 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者											
		l	へ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 〇 ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者										
			۱ C	その他肢体へ	N 目 田 、	内部障	善、知的[草吾、	精神障	害その	他の障害を	付する首	
		備	考 【イ(貞	・ 体障害者)、口	(精神障	害者)・/	ヽ (知的障	害者)	すでに協	議済み			<u>-</u>
		<7	備考 【イ(身体障害者)、ロ(精神障害者)・ハ(知的障害者)】すでに協議済み <ホ:要支援認定者>腰痛悪化、胸骨骨折等のため歩行困難										
		<u> </u>	∼:その他	>癌末期、リク	ライニング	グ車椅子	等使用の	ためま	行困難				
 会費													
云													
	対価区分 運送の	内容		断基準						对	価		
	対価			料金の概ね の範囲内	距離制	190円	/km						
	<u>М</u>	300 101				4							
		迎車料	↓ 他団体における同様の → サービス等と比較し、		有	起点。	より10km	以内	I:300₽	∃, 10k	m以上:5	00円	
		4-1-146-de-1		ないと認められ									
		待機料	る範囲内		有	300円	/15分						
						【介護	【介護保険適用の場合】介護保険自己負担分 【自費の場合】						
Literated A.	軍当の	介助料			有								
対価(料金)	運送の 対価以 外の対 価	71-23-11	提供されるサービスの			1,200円							
						,,,,,,,,,	,,===1 •						
		添乗・		は内容、他団体									
		1-0		こおける同様のサービス等と比較し、高額で ないと認められる範囲	無	無							
			内					備利用料:200円 割増料金:100円					
		その他					:日祝日等割増料金:100円						
		(ストレッチャー・車い す使用料等)			有	夜朝割増料金(8時以前もしくは17時以降):100円							
			71341 37			単荷-	車椅子貸出料:100円 リクライニング式車椅子貸出料:500円						
						リクラ	イニンク	'式』	2椅子)	美出 彩	∤:500円		
	例	5km離れた	病院へ	送迎した場合	(片道)								
	運送の	- 7			_								
	対価	950円【	190円	I/km×5km	1】								
	【参考:タク	1 020 □	1										
標準的な利用に	シー料金】 ※運送の対価	1,928円 【416円(初乗1.2kmまで500円:約416円/km)+1,512円(100円/264m:約378円/km×4km)】											
よる対価(料金)	の部分	[410]	が来り	.ZKIII.J. COUL	11 : 17 1	410円	/ KIII / 🛨 I	1,312	H (100	リ円 / Z	04m : ポリ3	/8円/KM /	(4KIII)]
	運送の対価	迎車料:	300円 ((起点より10	km以内	iの場	合)						
		介助料				,,	-						
		71 -93-11.	.,2001										
	総合計	2,450円											
	- F	/= //T TTL @ 1	= <i> </i>	0 12 IT					1				
運行管理体制		行管理の						有			無		
				路運送法施行規	見則で規	定する資	資格を取得:		Ī		_		
	〇 整備管理責任者の選任 有 無												
	 O 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 有 無												
	〇事	故発生時	の連絡	本制				有			無		
	〇苦	情対応の	体制					有			無		
	, 1												
欠格事由	登録を受	けようとす	る者は	、道路運送法	第79	条の4	第1号か	ら第4	4号に		非	該当	該当

令和4年度第3回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会 変更報告一覧

	法人名称	横浜市へ の届出日	変更内容	新	П
1	特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会	R4.11.29	車両の増車	車椅子車 4台 回転シート車 1台 セダン等 7台(+1台)	車椅子車 4台 回転シート車 1台 セダン等 6台
2	特定非営利活動法人ワーカーズ・ コレクティブふれあい都筑	R4.11.29	車両の種類の変更を伴 う車両の入替	車椅子車 2台(うち軽1台) セダン等 9台(<u>うち軽2台</u>)	車椅子車 2台(うち軽1台) セダン等 9台(<u>うち軽1台</u>)
			車両の増車	【ららむ一ぶ港北】 車椅子車 11台(+1台) 回転シート車 1台 セダン等 17台	【ららむーぶ港北】 車椅子車 10台 回転シート車 1台 セダン等 17台
3	福祉クラブ生活協同組合	R4.12.1	車両の増車	【ららむ一ぶ栄】 車椅子車 5台 回転シート車 1台 セダン等 8台(+1台)	【ららむーぶ栄】 車椅子車 5台 回転シート車 1台 セダン等 7台
			車両の増車	【ららむーぶ戸塚】 車椅子車 6台 セダン等 9台(+1台)	【ららむ一ぶ戸塚】 車椅子車 6台 セダン等 8台
4	社会福祉協議会横浜市青葉区社 会福祉協議会	R4.12.13	廃止	廃止(令和4年11月30日) 【理由:車両の廃車及び人材確保が困難な ため】	
5	一般社団法人あおばの虹	R4.12.15	事務所の住所の変更	横浜市旭区鶴ケ峰2-9-9大幸ビル1階	横浜市旭区白根1-15-4コーポヤマミ103
6	神奈川高齢者生活協同組合	R4.12.21	車両の増車	【横浜地区】 車いす車 1台(+1台) セダン等 3台	【横浜地区】 車いす車 0台 セダン等 3台

福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について

平成29年11月から横浜市に登録のある団体へ道路運送法第94条4の規定に基づき安全確保の確認のため 訪問を開始しました。引き続き令和4年度も実施団体24事業所を訪問する予定です。

今回は、令和4年10月から12月までの訪問結果をご報告させていただきます。(5団体)

福祉有償運送ガイドブックに定められた各種台帳や記録が適正に実施されているかなど大きくわけて 10 項目の視点から確認を行っています。

- 1 名簿の管理について (道路運送法施行規則:第五十一条の二十五)
 - 運送を必要とする理由の確認、旅客の範囲の届出状況、保管方法等の確認を行いました。
- 2 車両について (道路運送法:第七十九条の二3号)

登録台数と現在使用している車両に相違はないか、車両の損害賠償保険の確認、持込車の使用契約書の 確認を行いました。

- 3 安全な運転の確認について (道路運送法施行規則:第五十一条の十八) 安全な運送を行っていただくために、運送前に確認するべき事項が実施されているか確認を行いました。
- 4 乗務記録について (道路運送法施行規則:第五十一条の十八) 乗務の開始及び終了の地点、経過地点、乗車距離等必要事項を記載、保管しているか確認を行いました。
- 5 運転者台帳について (道路運送法施行規則:第五十一条の十九) 運転者ごとの記録・必要事項の記載について確認を行いました。
- 6 事故について (道路運送法:第七十九条の十、道路運送法施行規則:第五十一条の二十一) 事故が発生した場合の連絡体制および記録を確認しました。
- 7 苦情について (道路運送法施行規則:第五十一条の二十六) 利用者からの苦情の記録・保管、連絡体制について確認しました。
- 8 表示・掲示の義務について

(道路運送法施行規則:第五十一条の十九、第五十一条の二十三、第五十一条の二十四)

運送を行う際に運転者証の表示または掲示、標章が車両の両側面に表示されているか等の確認を行いました。

- 9 料金表について (道路運送法:第七十九条の八、道路運送法施行規則:第五十一条の十四) 料金表の内容が変わっていないか、料金の変更は運営協議会での合意が必要であることを確認しました。
- 10 その他
 - ・車両に係る確認項目では、変更届(減車)の未提出が1件、車両に登録証の写しを備えてない団体が1件ありました。
 - ・運転者に係る確認事項では、「運転者台帳」の運転者を辞めた日付・理由の未記入が1件、「運転者 証」では、免許証の有効期限及び運転者の要件の未記入が1件ありました。
 - ・安全運転に係る確認項目では、「安全な運転のための確認表」では誤った確認方法や記録の保管がない事案が2件、「乗務記録」の記載事項に関する指摘が3件ありました。
 - ・今回の訪問団体は、令和4年度第3回運営協議会で、更新申請の対象事業所です。全体をとおしては、不備や記載ミスが減少しました。
 - ・団体からの聞き取りでは、道路交通法施行規則改正について質問が多くありました。運転者の確保 の難しさ、ガソリン代の高騰による負担が増加している等の話がありました。

L スパーマa						
令和4年度第2回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録						
令和4年11月10日(木)10時00分~12時00分						
横浜市役所 18階会議室(みなと1・2・3)						
門谷委員、藤井委員、梅原委員、熊坂委員、白石委員、服部委員、西尾委員、 水野委員、鈴本委員、籾山委員、内田委員、髙野委員(リモート)、井汲委員、 山野上委員、日下様(三橋委員代理)						
無						
公開(傍聴者1名)						
1 開会 2 協議事項 (1) 道路運送法第79条新規登録申請に係る協議(3団体) (2) 道路運送法第79条登録団体の変更登録申請に係る協議(2団体) (3) 道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議(2団体) (4) 道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議(6団体) 6 報告事項 (1) 道路運送法第79条登録団体の変更報告について (2) 福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について (3) 事故報告について(1団体) (4) 横浜市福祉有償移動サービス輸送実績について (5) 令和4年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事概要 (6) その他 ・道路運送法施行規則改正(令和4年10月1日施行)概要 ・自家用有償旅客運送における旅客から収受する対価の取り扱いについて						
・横浜市福祉有償移動サービスガイドブックの改訂						
決定事項						
1 開会						
2 協議事項 (1) 道路運送法第79条新規登録申請に係る協議(3団体) (白石委員) 一般社団法人青葉区医師会の添乗・付添料が、看護師と介護職員の料金が違う理由は何か。 (事務局) 法人が支払っている時給をベースにし判断している。(白石委員) どういう事か。これは、障害者本人が支払うものか。(事務局) 利用した人が、支払う金額になる。(白石委員) 看護師と介護職員の料金が違うのはおかしいのではないか。(事務局) 法人がこの金額(時給) を設定し申請した。(白石委員) では、そのまま認可するということか。(事務局) 委員から意見等なければ、この金額で事業開始となる。						

(白石委員)分かった。

- (熊坂委員) 今の件に関連した質問だが、この添乗・付添料の看護師の設定料金は 平均的な金額なのか。看護師費用も法人によって差があると思う。法人 によっては高いところもある。利用者からすると、看護師に添乗して欲 しいという時は、本当に困っている状態である。そのため、費用負担を 抑えて欲しいという思いと、補助を出して欲しいという声が多い。例え ば、兄弟で重度の障害あり、通院しなければならい場合、一度に予約が 取れれば良いが、なかなか一度に予約を取ることができない。結果、月 に何度も通院しなければならなくなる。家族にとっては大きな負担であ る。看護師の付添利用料金は、平均でこのくらいの金額で考えなさいと いう行政指導が必要ではないか。法人実態によって、利用料金がピンか らキリまであったら、利用者が使いづらい。
- (西尾会長) 意見があったと承る。団体から申請があった内容についての検討という場である。制度的な支援をどうしていくのかといった提言があった。
- (山野上委員)会長の言う通り、制度の問題と個々の運送については、別に考えた方が良い。看護師が添乗する場合は、医療的ケアが受けられるということで良いか。
- (事務局) その通り。詳細は団体にヒアリングする必要があるが、今回は、青葉区の特別支援学校の児童への通学支援ということなので、吸引等の必要な児童もいると思う。そのため、看護師を添乗させることを想定し、この内容で申請されている。
- (山野上委員) その介助料も福祉タクシー利用券の使用は可能か。
- (事務局)福祉タクシー利用券も使用できる。但し、介護保険で利用されている 部分は除く。
- (西尾会長) 今の議論があった一般社団法人青葉区医師会は、特別支援学校に通学する障害児、おそらく医療的ケアが必要な児童の通学支援で福祉有償運送を始めたいということで、添乗・付添料で看護師が必要な場合の料金設定をされた。運送の対価以外の対価については、実費の範囲という基準にはなっている。実際にかかる費用が、この団体の利用料金として示されていると思う。
- (白石委員) 障害の違いによって、負担金額が違うのはおかしいと思う。
- (西尾会長) 意見があったと承る。その他、いかがか。この新規申請団体、3団体 については、合意したということでよろしいか。
- (委員)異議なし。

(2) 道路運送法第79条登録団体の変更登録申請に係る協議(2団体)

(西尾会長)変更登録申請に係る協議ということで2団体からの申請があった。意見等あるか。申請団体のふれあいドリームについては、内部障害(透析)の患者さんの利用を受け入れるために【ト:その他】の枠を、つむぎ会は【ロ:精神障害者】の枠を拡大登録するという内容であるが、合意したということでよろしいか。

(委員)異議なし。

(3) 道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議(2団体)

- (白石委員) ふれあい都筑について、「車椅子対応、別途250円」について、これは どのような介助なのか。
- (事務局)介助の方法ということか。
- (白石委員) 介助の内容である。どのような場面で、どのような介助をするのか。
- (事務局) これまでは、車椅子の貸出費用(レンタル料) として、その他費用に 載せていたが、車椅子を利用されている方へ対応するために料金を設 定した。
- (西尾会長) 車椅子を利用されている方の介助をする際は、250円が介助料に加算されるということである。
- (服部委員) 車椅子もいろいろな種類がある。「この形の車椅子の場合は、シートベルトをここからしなければいけない」とか、多くの注意点がある。そのため、相当勉強しなければならない。250円を貰うから、完璧な介助が出来るというものではないと思う。
- (熊坂委員) この団体の移動サービスを利用している方が、自分たちの会員にいる。この車椅子利用料については、随分もめていると聞いている。電動車椅子は対応できない、動かし方が分からないと言いながら、車椅子利用料を徴収していたという事案があり、所長と話し合いを行い、徴収しなくなったということがあったらしい。服部委員の話にもあった通り、利用者でしか動かせない車椅子やだれでも動かせる車椅子とピンからキリまである。250円という費用で何をやるのか。非常に不鮮明である。実際に、この団体に問い合わせたことがあるが、「検討します。」という返事だけで回答は得られなかった。そのようなことから、この団体の料金変更申請については保留だと思う。
- (西尾会長) 車椅子対応の介助料を取っている団体は他にもあるか。
- (事務局)設定している団体はある。前回の運営協議会の中でも、車椅子の乗降 介助は1回1,000円という内容で協議が調っている団体もある。介助料 の中に、車椅子対応を設定することは、これまでもこの運営協議会で協 議を調わせていた。この団体から、今回の設定理由としては、車椅子利 用の方は、重度の方が多いので、ドライバーへの加算(人件費)という ことで介助料として運用したいという要望であった。
- (山野上委員) この運営協議会で諮っているのが、もともとは民生委員や地域の助け合いの活動で行っていたことに対し、毎回利用者に気を使わせてしまうのは申し訳ないから、1回いくらという利用料を決めて、利用者も支え合いの活動に参加するという形になった。だが、公道で料金を徴収して走ることは、道路運送法で禁止されている。介護保険制度が始まり、ヘルパーが動くようになり、給与を払わなければいけないということが重なり合って、白タクと言われたものを認めようということで、厚労省と国交省が話し合い、この福祉有償運送が生まれてきたのではないかと思う。この協議会で団体のことを「事業者」と言っているのを聞き、運送業になったのだと思った。昔から助け合いの活動として実施してきたところと、白石委員たちの発言も理解できる。重度

心身障害者だと移動するために、多く負担をしなければならないのかという気持ちも分かる。平成18年から福祉有償運送の制度は始まったが、見直しが必要な時期になったのではないかと思う。今、議論している介助料をどうするのかという話になると、市民活動が全部なくなってしまう。でも利用者からは、なんですべて自己負担なのか、本当はプロのサービスを安心して受けたいのに、受けられない状況や事情とは何か等、一緒に考えていけると良い。車椅子介助料がどうして高くなってしまうのかという点については、リフト操作や福祉車両の使用等といった面で費用が高くなってしまう。またセダン等の車両で運送する場合は、利用者を移乗させ、車椅子を畳んでトランク等へ乗せなければいけないため、時間がかかってしまう等の活動者側の理由があることも理解して欲しい。

(西尾会長) 運送の対価や運送の対価以外の対価について、今までも協議してきた。それぞれの団体の申請の背景には、担い手の確保が難しく、事業を継続していくためには、実費として必要であるという理由が多かったと思う。この団体についても同じように思う。山野上委員の発言にもあったような対応やそのための研修や訓練も必要になってくることで、対価以外の対価で設定がされていると思う。協議が調わないということは、旧料金のまま実施するということか。

(事務局)一旦、団体に相談する。

(西尾会長) あるいは、この介助料の部分だけを保留にするという案もある。いかが、この協議を調わせるのは難しいか。

(白石委員) 反対である。

- (熊坂委員) 提案がある。毎回、検案事項は宿題として残ると思う。事業者は一生 懸命、障害者のためにやっている。それは継続して欲しいが、検案事項 は運営協議会としてまとめて、次年度どうしていこうか、事務局として 整理して欲しい。検案事項として残すという形をとっていけば、どんど ん宿題として残っていく。所属する団体としては、移動は一番大きな問 題である。車椅子が使えない場合は、どこにも行くことができない。事 業者もタクシー会社も逃げていく。最近は乗車拒否をするタクシー会社 も減ってはいる。世の中の理解を得たいが、それに対する対価は、理解 できる範囲内でお願いしたい。この件は、宿題として、事務局でどう進 めるか検討し、次回に提案していただくのはいかがか。それに併せて、 今までの検案事項も整理して欲しい。それをこの運営協議会の成果とし て残していければ良いと思う。
- (内田委員)継続協議になった事項は、次の運営協議会で項目ごとに確認を行っている。協議事項が残っているということはないと思う。いろいろなご意見を頂いている。この場に支援の所管課の担当者も来ている。この協議会にも関係しているが、別の場で話し合い、決定していくことになる。
- (西尾会長) 団体から申請された対価についてどう考えるかという場になる。その 判断を運営協議会で行う必要があると思う。現状は車椅子使用料が250 円であるが、今後は車椅子対応料として介助料に含む形にしたいという

申請である。協議を調わすことが難しいとなると、車椅子を利用している方の利用が難しくなるケースが出てこないか危惧する。団体として必要であると考え、申請された。理解いただけないか。

- (藤井委員) 迎車料金に関しても、5kmまで300円とあるが、タクシー運賃の迎車料が300円ということで、以前は、それ以上の金額はどうかという意見をしたことがある。今回、5km以上10kmまで550円と申請された。タクシーでも通常、5km以上の迎車はなかなかない。今回の場合、それだけ遠距離の方を迎えに行かなければならない事情を加味した場合、仕方ないのかと思う。介助料についても、山野上委員の発言にもあったが、利用者からするとなるべく利用しやすい料金で継続的に利用したいが、一方で担い手の確保という問題もある。利用者の理解を得た上で、必要な料金の上乗せは必要であると思う。タクシーについても、燃料高騰等の理由で値上げの動きが出ている。利用者の観点と担い手の確保の両方を考えて、必要な料金については上乗せも認めていく方向が必要なのではないか。
- (西尾会長) 迎車料についての課題もある。迎車料の変更理由について、病院への 送迎の中でも、遠方の病院への通院という事情が増えていていると説明 があった。
- (事務局) その通り。当初、想定していなかった遠方への通院が増えてきたため、 今回このような変更申請をした。
- (西尾委員)専門の病院でないと対応ができない場合もある。そのような場合は、 近くに医療機関がないケースもあるため、遠距離の迎車も想定できる。
- (白石委員) 車椅子の種類にもいろいろあると服部委員が言ったが、障害特性によって対応が違うというのが差別になると懸念している。
- (西尾委員) 今までの意見を踏まえ、資料4-1NPO法人ぷろむな一どについては議論がないため、協議が調ったと思う。資料4-2ふれあい都筑については、特に車椅子対応の部分について議論を行った。介助料の車椅子対応の部分については、今回は保留し、運送の対価・迎車料・その他料金の変更について協議を調えるという整理はいかがか。
- (事務局)横浜市福祉有償移動サービス運営協議会要綱の第6条の3に、このように意見がでた場合の対応が掲載されているとおり、過半数で決するのであれば、この内容で進める。決しない場合であれば、どのような修正を行えば良いか意見を頂きたい。
- (西尾委員) それでは、資料4-2については、多くの議論を行った。この申請内容で合意するということで、過半数の採決という方法がある。車椅子対応料を除いた形で協議を調えるといった条件をつけるのが良いのではないかと思うが、どのような条件をつければよいか。
- (熊坂委員) 申請をした団体としては、この部分だけ除かれたら困ると思う。今回は、意見として記録に残していただきたい。事務局には、検案事項は機会を改めても良いし、関係委員だけでもよいので、来年度以降、どうのように反映していくかの検討の場を作っていただきたい。この場だけで終わりにしてしまうのではなく、今後そのようなことを行うという条件

を付けたい。

- (西尾会長) 熊坂委員としては、車椅子の介助料について、制度的に、また全体と して議論していく必要があるということであった。
- (山野上委員) 多数決で決められる内容ではないと思う。福祉有償運送の協議の論点としては、決められるところは限られている。介助の部分は別の話であると思う。福祉有償運送は、運送業と市民活動の間にあると思う。市民活動を安心安全に行う、利用者も安心して使えるために、道路運送法で守られてきた。その主旨からすると、白石委員や服部委員の意見も重く受け止める必要がある。社会保障として移動の権利を守る、差別しないという声は一緒に挙げていきたいが、ここで議論している市民活動の送迎について一緒に後押しをし、さらに安心安全に出来るようにどうしたら良いか、一緒に考えて貰いたい。
- (内田委員) 運営要綱にある通り、福祉有償運送が適正に行われているかどうかに ついては、事務局では団体への立ち入り等も行っている。旅客から収受 する対価について、今議論されている。もともと助け合いの気持ちから 始まっている事業であるため、一定の金額以下でなければいけない等の 条件をつけるのは難しいのではないか。協議会として、専門事業者とし てタクシー会社、利用者からの意見、代表の方からの意見の中で協議を し、条件つきで再考という場合は、団体へ戻すというのはあると思う。 それ以上のどうあるべきかという内容については、ここの場で判断する ものではなく、市全体として、支援する所管課で検討されることにな る。この運営協議会は、団体からの申請内容について、どうなのか協議 する場であり、役割である。
- (西尾会長) 移動の費用として、設定をどうしていくかについての議論を、この協議会で行うのは違うかもしれない。市として、意見を聞いていただき、検討していただきたい。委員からは、移動の権利が保障される制度の在り方が必要だという意見があった。市民団体を含めた福祉有償運送という活動という面もあり、この団体の背景は切り離して議論出来ればと思う。このふれあい都筑の申請について、いかがか。
- (服部委員) 車椅子に乗っているだけで、250円加算されるというのが理解できない。杖をついて歩行されている方も同じである。車椅子に乗っているという理由だけで、費用が高くなる理由が分からない。事業者が加算したい理由も理解は出来る。障害者というくくりで考えると、同じ仲間だと思いたい。そうでないと差別に繋がってしまう。
- (西尾会長) 白石委員もこの団体の車椅子対応の加算については賛成できないか。
- (白石委員)難しい。私たち障害者は、国連憲章の中で私たちの問題は、私たちの 権利は、私たち抜きで決定しないという事に基づいてここにいる。だか ら多数決で決める問題ではない。
- (山野上委員) この団体の運送の対価は、1km100円なので値上げの余地があると思う。それであれば、障害者を差別するのではなく、お互い様の気持ちで、利用者全体で負担をし、運送の対価を見直すのはいかがか。団体として、少しでも利用者の負担を軽くしたいという思いがあるが、全体で

- 負担する形をとるのはいかがか。この運営協議会で出た、当事者の代表 や家族からの意見を反映出来たらいいと思う。
- (事務局)山野上委員からも提案があった。今回は、運送の対価を含めて、介助 料も団体に戻すというのは、いかがか。
- (西尾会長) 協議が調わないという状況であるため、資料4-2については、論点 も含め団体に伝えて、改めて申請していただくということでよろしい か。このふれあい都筑については、協議が調わなかったということでよ ろしいか。
- (事務局)迎車料についてはいかがか。
- (西尾会長)事態として必要性があると理解はしている。意見が出たことは伝えて欲しい。重要な意見が多くでた。この運賃変更に係る協議については、1団体目のぷろむな一どについては協議が調ったが、2団体目のふれあい都筑については協議が調わなかったため、再考していただくということでよろしいか。

(委員)異議なし。

(4) 道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議(6団体)

- (神奈川運輸支局) 確認しておきたい点がある。旅客の範囲について、資料7-2総ぐるみ 福祉の会の区分(ロ:精神障害者) および資料7-6 GOOD JOBの区分 (ホ:要支援認定者) について、内訳には0人となっているが、旅客の 範囲では〇が付いているのはなぜか。
- (事務局)いずれの団体も旅客の範囲については協議済みである。過去にその区分の利用者がいたが、現在はその区分に該当する利用者がいない。今後も受け入れる予定があるため、旅客の範囲として残している。
- (西尾会長) その他はいかがか。
- (門谷委員) 資料 7-3 ぷろむな一どについて、登録車両が15両で運転者が6名、持 込車両が13両という内容は少し変わっているのではないか。運転者が持 ち込むケースが多いと思うが、これはどういうことか。
- (事務局)運転者が持ち込んでいる意味の持込車ではなく、ぷろむな一どの母体となっている法人(社会福祉法人キャマラード)から提供されている車両が13両ある。
- (西尾会長) NPO法人以外の法人が実施している障害福祉サービスの送迎等を行っているのか。
- (事務局) その通り。他の団体でも、母体になる法人が株式会社等であった場合、福祉有償運送の申請ができないため、NPO法人を設立して行っているケースもある。
- (西尾会長) その他、いかがか。この6団体の更新申請は協議が調ったということでよろしいか。

(委員) 異議なし。

6 報告事項

(1) 道路運送法第79条登録団体の変更報告について

(西尾会長) 22件の軽微な変更届の報告があった。新旧の記載があるので、後程確認して欲しい。質問等あるか。

(委 員) 特になし。

(2) 福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について

- (西尾会長)安全確保の確認のため訪問した13団体の結果について報告があった。 質問等あるか。確認後、指摘事項等については通知しているのか。また 改善策等を提出させているのか。
- (事務局)基本的には、その場での指摘で終わっているものが多い。そのため、 その場で説明をし、改善していただいている。内容的に確認が必要なも のは、別途提出を求めている。また再度訪問する形を取っている。
- (白石委員) 他に安全面で気が付いたことがある。ワゴン型の送迎車を利用する際に、車両に固定するためのシートベルトをされる場合がある。そのシートベルトを装着すると圧迫され、急ブレーキをかけられると大変なことになる。運転者に説明をするが、納得してくれない運転者もいる。この点について、道路運送法上どうなのか尋ねたい。
- (神奈川運輸支局) シートベルトの規定に関しては、道路交通法の所管になるため、直接 の所管は警察になる。おそらく物理的に困難な場合や、シートベルトの 装着で危険が生じる場合は、必ずしもシートベルト着用の義務が含まれ なかったと思うが、詳細は警察の方に確認をして貰いたい。
- (西尾会長)シートベルト着用の義務については警察に確認して欲しい。ここでは、道路運送法の規則に基づいた安全確認の取組についての報告があった。

(3) 事故報告について(1団体)

(西尾会長) 事故があったが、幸に乗車中の利用者には怪我がなかったという報告であった。

(4) 横浜市福祉有償移動サービス輸送実績について

- (西尾会長)輸送実績の経年の変化についての報告があった。高野委員から質問が あるようなのでお願いしたい。
- (髙野委員) 令和2年と3年は利用及び事業者も減少している。これは、コロナ禍 のため、減少しているということか。
- (事務局)団体ヘヒアリング等を行った際に、そのように聞いている。コロナにより、利用控えや、事業を整理していく中で、福祉有償運送の廃止をされた団体もあった。
- (高野委員) この福祉有償移動サービスについて、この場は許認可をする場として 理解をしている。事業経営についてのリスクは、各々の事業者が負うこ とになると思うが、横浜市としては告知や広報は協力できると思う。ど のよう形で協力しているのか。
- (事務局)横浜市として、団体の運営を支援するため、定期的に訪問をし、書類 や法律に反していないかの確認を行っている。
- (髙野委員) 今年度からで構わないので、市全体の報告に加え、区ごとの統計も出

して貰えるか。区ごとで利用の実態を把握した方が良くないか。これに より区ごとの粗利率を把握したいという考えによる。

- (事務局)改めて高野委員には話を聞くが、区ごとというのは、団体の所在地でよろしいか。利用者の居住や送迎先となると難しいと思う。高野委員に再度確認し、回答する。
- (髙野委員) 事業所所在地で構わない。
- (西尾会長) 再度、髙野委員と調整し、可能かどうか検討して欲しい。市で把握しているデータの制約もあると思う。提案があったと受け止めたい。
- (白石委員) 令和3年度の運送回数の利用目的の割合について、どこかに記載して あるか。
- (西尾会長) 利用目的別のデータがあるかということか。
- (白石委員) その通り。
- (事務局)直接これに基づく、紐づいたデータはないが、団体訪問等で利用目的 を聞くと、通院が7割と回答するところが多い。障害児のサービスを実 施している団体では、通学・通所での利用が多くなる。
- (白石委員) 分かった。
- (門谷委員) 車椅子介助料にも影響するかもしれないが、利用対価、送迎料、介助料、車椅子介助料の有無を集計してはどうか。集計することによって、料金の設定にも役に立つと思う。
- (事務局) どういう形で示すのか教えて欲しい。平均値ということか。
- (門谷委員) 総額である。
- (西尾会長) 事業規模が分かるようなデータが出れば良いということである。
- (事務局)検討するが、出し方によっては議論が偏ってしまわないか。検討はする。どのような形で示すことができるか、議論に役に立つか検討はする。
- (西尾会長) 提案があった。また大事な研究データに繋がってくると思う。
- (5) 令和4年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事概要
- (6) その他
 - 道路運送法施行規則改正(令和4年10月1日施行)概要
 - 自家用有償旅客運送における旅客から収受する対価の取り扱いについて
 - 横浜市福祉有償移動サービスガイドブックの改訂
- (西尾会長) 道路運送法施行規則の改正に伴う変更事項について説明があった。
- (事務局)ガイドブックについても、施行規則の改正を反映した。団体訪問の際は、団体に提供し、またメール等で団体へ周知もしていく。
- (西尾会長) 事業者の立場、相談支援の立場、当事者の立場からの意見があり、活発な議論ができた。重要な議論であったと思う。この事業がさらに育っていくように、また議論が深められれば有難い。また横浜市も、難しい課題も多いと思うが、その内容を受け止めて欲しい。移動というのが、日常生活で重要なサービスであるということを改めて考えさせられた。

	(終了)